明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

明治廿一年五月創刊

毎月一回二十日發行

MAGAZINE
OF THE PRISON
SOCIETY OF JAPAN.
No. IX. September, 1905.
VOL. XVIII.

監獄協會雜誌

明治三十八年
九月二十日發行

第拾八卷
第九號

監獄協會發行

第十八卷第九號目次

○論　說……印南於菟吉……一頁
●米國視察談（續）……（三〇頁）
○講　話……手島兵次郎……（三七頁）
●奏灣監獄談（續）
○寄　書……井上秦次……熊谷熊次郎……（二七頁）
●監獄作業の主觀的目的
●刑期計算に就て
●鴉香ふ囚人處遇方に付看守の注意すべき事項
●裝ふ囚人處遇方に付看守の注意すべき事項……河本吉次郎……幸太郎……（四六頁）
●奉天より
○統　計……（四六頁）
●明治三十八年七月末日現在全國囚人刑名別表
●明治三十八年七月末日現在全國囚人罪名別表
○出獄人保護及育兒事業……（四九頁）
●肥後慈惠會見察、自活團及同窓倶樂部の狀況一班……（五四頁）
○雜　錄……耕道生……進藤正直……香川生
●白耳義の監獄制度（承前）
●北遊雜記（二）
●四南見聞錄
●精神病の原因と勞務時間
●自殺者と阿片
●奏灣監獄の作業と戶口調査
●長岡分監の未丁年者收容
●女囚と實習
●甲府の出獄人保護事業
●東京慈善協會の事業擴張
●東京市養育院の感化教育
●小河事務官の消息
○地方通信……（七〇頁）
○質疑應答……（七二頁）
○叙任辭令……（七二頁）

第十八卷第八號目次

○論　說……印南於菟吉……（一頁）
●米國視察談（六月本會茶話會）……（一七頁）
○講　話……手島兵次郎……（二七頁）
●奏灣監獄談（續）
○寄　書……春雨生……鵜飼生……冷骨……（三四頁）
●諭で司法大臣閣下の訓示を拂す
●副典獄を置くべし
●偶感
●監獄の新弊なかなしみて
○統　計……（四二頁）
●明治三十八年六月末日現在全國在監員監獄別表
●明治三十八年六月末日現在全國囚人刑名別表
●明治三十八年六月末日現在全國囚人罪名別表
○出獄人保護及感化事業……（三九頁）
●三池保勝會
●大阪市の貧民教育
○雜　錄……進藤正直……女生……（四二頁）
●北遊雜記
●八王子女監の過去及現在の狀況（承前）
●米國アイチヲア州聽設立の模擬監獄一般の狀況
●再び貴族の參觀
●訴訟事件の減少
●犧太の人口と罪人
●不用物品の利用に就て
●鹿兒島女子興業學校の近況
●小川事務官の談片
●元警察監獄學校教師を弔慰す
○地方通信……（六三頁）
○叙任辭令……（六六頁）

◎申込期限ノ延期（本年九月三十日トス）

印南於菟吉著

歐米近世監獄制度

菊判假製本
約千貳百頁

◎第一卷　獨逸聯邦ノ部……（本年九月刊行）
◎第二卷　墺太利、瑞西、和蘭、丁抹、那威、英國及加那太領ノ部……（本年十一月刊行）
◎第三卷　佛蘭西、伊太利、白耳義ノ部……（明治三十九年一月刊行）
◎第四卷　北米合衆國及墨其古ノ部……（明治三十九年三月刊行）
◎刊行ヲ四回ニ分ヶ各卷大凡三百頁宛トス
◎全　壹　冊　定價金壹圓五拾錢
豫約實費金壹圓貳拾錢
◎豫約金拂込ハ本年九月ヨリ明治三十九年二月迄毎月金貳拾錢宛トス
◎遞送料ハ開封、小包郵便、鐵道便、船便等ノ實費ヲ申受ク
◎申込期限ハ本年九月十日トス（期限後ハ定價ニ復ス）
◎送金ハ郵便又ハ兌換ヲ以テ磯村政富宛發行所へ拂込ノ事

著者本書に序して曰く
將來我國の監獄事業に對し如何に改善發達せしむべきやは吾も人も希望する所にして此希望や決して一時の投機心若くは架空の臆說に依て遂行し得らるゝものに非ず必ずや根基を廣く世界斯道

監獄協會雜誌第拾八卷第九號　（明治三十八年九月二十日發行）

論說

米國視察談（續）

印南於菟吉君

此感化監獄なるものは御承知でもございませうが英吉利に丁度十九世紀の初めにアレキサンダーマコノギーと云ふ人が居りまして、此人は彼の有名な英吉利の東郷大將と言はれて居るネルソンの部下の海軍士官であつた、所が英吉利が佛蘭西と戰爭をした時にナポレオンの爲に捕はれて佛蘭西のルイルダンと云ふ所で虜となつた、其結果其間に餘ほど監獄思想を養成して赦免された後自分はどうかして監獄の職に就きたいと云ふ念を以て夫々要路の者に話しまして太平洋の極く小さいタスマニヤと云ふ島の流刑囚を扱ふ所の典獄となつたのであります、其時に自分はどうしても色々考へて見るのに此囚人を遇するとは云ふことは管に刑罰を以て苦痛を與へるのみではない、どこかに改良の機會を與へてやらなければならぬと云ふ所に考付けまして色々囚人に改良心を促す所の方法を考へて夫々當局者に勸

の經驗に求め先輩の手に成れる立案制度等苦心の跡を探らざる可からず此點に於て我國に在ては幸か不幸か知らねど文明の曙光遲く照らしたるが爲めに彼の先輩の覆へるに鑑みて成効を獲ざれ歐米の所長を採つて我の所得と爲し得べき便宜の地位に在り予曾て新進文明の先驅たる北米に遊び彼我監獄の優劣を見ては私かに此感を抱き以て多少自ら慰籍する所ありたりき外遊の際獨り北米監獄の狀態のみならず進んでは歐洲諸國の狀態をも研究せんとするの念熾んに勃起し傍ら彼の地諸先輩に就て先づ以て其の制度の如何を研究する所ありたり殊に予の感を深ふしたる所以のものは北米に在ては流石新進國の名に恥ぢず當局者は勿論局外者に在ても熱心に監獄事業を研究するものありて一面歐洲諸國の監獄狀態は既に幾多巡遊者の報告と且英譯書籍の刊行とに依り觀しく彼等の間に諒解せられ曾に以て諒解せられたるのみならず優長なりと信じたるものは直に以て之を實行するに吝かならざる狀況は眞に監獄改良事業の競爭的なるを目睹し北米の斯業に對して一頭地を抽んずる所以の偶然ならざるを認識せしめたり而して予自身に在ては意外にも彼の諸先輩に親しく歡舞激勵せられ驚鈍を顧みず指導せられたるが爲めに歐洲諸國監獄制度の研究も捗取り今は既に巡視せしめば事足るの程度まで進行するに至りたり然れども終に巡視の事成らざりき是れ固より予の憾みとする所なりと雖も而も亦多少予の研究の結果を茲に公刊して廣く世の諸先輩に示すの機會を得たるは喜悦の情に堪へざる所とす

本書の目的内容は（一）廣く各文明國に於ける監獄及感化院の實際的管理方法及事實の蒐集を主とし二（二）我邦實務家をして容易に理解せしむるの便に供せんが爲めに各國事務規程を飜譯し（三）各個の特別問題比較の便を得せしめんか爲めに一定の樣式に依り之を排列し且併せて我國監獄事務の比較品評を下し（四）諸國實況の異同を辨別し易からしめ而して斯の如くして（五）行刑上又は犯罪豫防上傾嚮の赴く勢の在る所を察して其の原因を探るを得べく終には（六）我國實務の改善進歩を促成せんとするの微意に外ならず智者は他人の經驗に依て自己の智を擴め愚者は獨り自己の經驗のみを恃みて遲疑其の成効の如何を危ぶむ

本書の價値如何に至ては更に他の贊言を要せざるべし廣く會員諸君の瀏覽を請ひ看守教習用の參考と爲し或は實務改良の一助に供せられんことを希ふ

明治三十八年八月　東京市四谷區愛住町二番地（電話特番町二十一番）

發行所　監獄協會出版部　東京書院　磯村政富

めたのであります、所がナカ〳〵所謂保守主義の英吉利のことでありますから自分が方法を考へ出したからと云つて早速は政府が採用して呉れなかつた、で其後千八百三十九年にノーホルクと云ふ島の流刑囚を扱ふ所の典獄に移された、太平洋のタスマニヤ島からノーホルクまで行くには時も掛るので千八百四十年の三月頃にノーホルクへ着いて監獄の有樣を見た所が如何にも殘酷の有樣になつて居つて殆と千四百人程囚人が居たが、其大多數は所謂再犯以上の者である、彼等の有樣は「ナイフ」や「ホーク」の代りに手を以て食物を食い、少しく惡い事でもあれば直ぐ看守に打擲されると云ふやうな極めて亂暴極つた有樣であつた、其當時の敎誨師が其有樣を記して言ふのに、此ノーホルク島へ一度來れば最早何人と雖とも希望を此地に絕たなければならぬと云つて居りますが、其殘酷なることは此一言で分るのであります、自分は段々其殘酷なる有樣を見て、どうしても囚人を改良するには官吏の力ではいけない、囚人の心と共同して行かなければならぬと云ふことを悟つて、囚人の心と共同するにはどうしたら宜いかと云へば、是はどうしても囚人に獨立自尊の心を持たしめなければならぬ、囚人を一概に壓抑した時は囚人の心と云ふものは改良するものでない、囚人をして何か希望を持たしめて置かなければならぬと云ふので所謂標點制と云ふものを發明したのである每月得る點數で囚人の希望を繫がして漸次其點數を得るに隨つて放免されると云ふ方法に據らしむると云ふことを時の政府に勸めたのである、然るに政府は容易にそれを採用しなかつた、其時に亞米利加のマサチユセツツにホレースマンと云ふ人があつて此人は非常に監獄制度の研究に熱心の人でありまして、此人がマコノギー先生の今の主義を聞きまして贊同の意を表して早速マコノギーの所へ手紙をやつた、其手紙の文句には如何にもお前の言ふ事は面白い、囚人の改良と云ふことは彼等を壓抑したのみではとても望むことは出來ないのであつて囚人の獨立自尊心を利用して行かなければならぬのである、寧ろ獨立自尊心を發揮せしめてそれに依て遇囚の方法をやつて行かなければ巧く行くものでないと云ふことを云つてやつた、千八百四十六年にマゴノギーがホレースマンに宛てた面白い手紙がある其手紙に依ると、丁度其當時は分房制と夜間分房制との利害論の歐羅巴のみならず亞米利加にも盛んに行はれた時分でありましたのでマゴノギーが云ふのにはどうも段々分房制なりオーベルンシステムと稱する夜間分房制なり研究して見た所が、自分の經驗に依ると何れも缺點あるを免かれない、第一夜間分房制なるものは沈默を以て罪惡の傳播を防いで居るが、沈默と云ふことは果して勵行せしむることが出來るや否や、多數の囚人を雜居せしめて置いて而も其上沈默を勵行することは殆と不可能であつて若是を勵行せむとすれば勢い舊時の狀態に陷つて、チヨツトした言葉を發したが爲に過酷なる鞭苔の刑を利用しなければならぬ、鞭笞の刑まで

利用して沈默を勵行すると云ふは如何にも殘酷の處置である全體此沈默と云ふことは到底不可能の事のやうに思はれる又分房制の弊害としては成るほど分房制は罪惡の傳播を防ぐには極く良い、至當なることは自分も確信する、或程度までは彼等に以前の罪惡を反省して悔改めさせる丈の効能はある、併しそれは初めの三四ケ月の間に止まつて居る、其間分房を利用すれば彼等に罪惡を悔改めさせる機會を與へるがそれ以上は弊害がある、全體人間と云ふものは社交の動物であつてそれを長く孤獨寂寥の中に置くと云ふことは色々社交から生する良智良能の發達を阻碍することになる、良智良能の發達を阻碍すると如何にこちらから感化力を以て當嵌めやうとしても最早それを吸收する丈の能力がない、甚しきに至つては發狂に陷ることを免かれぬのである、どうしても何れの點から考へても夜間分房制或は分房制は缺點を免かれない、併し自分の制度は自分の確信に依れば此二つの制度の弊害を救ふに足るべきものであると思ふ、勿論缺點あることは尙ほ免れぬが、殊に此制度は獨立自尊を主義として居る爲に亞米利加のやうな自由國には非常に行はれ易い制度と思ふ、我邦に於ては實は今日チヨットは行はれぬが希くはお前の自由國に於て此制度の發達を見るに至つたならば自分の喜びは誠に非常なものである、どうかして自分の生存中にお前の國に依て我英吉利國より先んじて此監獄制度の革新を得たならは單りお前の國のみならず社會の爲に大なる利益になるであらうと思ふ、此爲にはどうか盡力を望むと云ふ懇篤なる情を含んだ手紙をホレースマンにやつた、でホーレスマンは勿論其主義を賛成して居たのでありますから此手紙に一層激せられて大に此マコノギーの標點制を主張したのであります、其時は恰も亞米利加に於ては幼年者保護事業の盛んな時代であつて、ボストンの富豪家のセオドールライマンと云ふ人が澤山の金を義捐して幼年者の學校を拵へたのである、是は千八百四十六年に出來たのであるが、今日でも亞米利加に參りましてライマンスクールと云へば殆と慈善事業に志して居る人は誰も知らぬ者はないほど有名な學校であります、是は私も行つて見ましたが、ボストンから大分離れて居るウエストベレーと云ふ所にあるが、是が亞米利加に於ける幼年者の學校の第一であつて、其後續いて各地に幼年保護の慈善學校が出來たのである、是は慈善學校と申しますが我邦に於ける感化院と一向其性質は變つて居ないのであります、それからマコノギーの標點制は英吉利に於てはどんな有樣になつたかと云へば遂にマコノギーは氣の毒なから失敗して仕舞つた、其失敗した所以はどうかと云ふと、それはホレースマンに宛てた手紙に精しく書いてあるが、其文句に依ると自分は失敗したが併し自分の新しく考出した此監獄改良政策なるものは不幸にして我政府の容るゝ所とならなかつたは如何にも自分の苦痛とする所である、第一政府は自分の目的を達する爲に十分なる豫算を渡して呉れなかつた、

さうして相當の補助を與へて呉れぬ爲に失敗するに至つたのである、で丁度ノートホルクに於て千八百六十年六十一年の二ヶ年間此標點制を試みた、其結果として自分は大分囚情が一變して誠に穩かになつて各改良の方面に傾いて來たやうに思はれる、併し不幸にも其中の幼年者は何故か益〻惡くなつて來た、であるからして自分は少しく疑心を懷いた、それに看守なり監獄の當局者がマコノギーに向つてどうしても此マアクシステムはいけないと云ふことを唱へ、幼年者は惡くなるし此制度の反對者が續々出て來た、そこで考へた、成るほど是は囚人を遇するには餘り弱過ぎる、もう少し酷の方法を施さなければならぬかとも考へた、其爲に試みに幼年囚に對して再び鞭笞の懲罰を利用した所が又幼年囚は反抗して來た、で結局マコノギーは其制度は一面から云へば初めの自信を貫くことが出來なかつた爲に反對者は益々マコノギーを惡く言つて來た、で遂に其職に居溜らずに退くの已むを得ざるに至つた、其時自分は此職は退くが此システムは自分の良心としては徹頭徹尾良好なる制度であると云ふことをどこまでも主張して遂に退いたのではある、それで此幼年囚の惡くなつたと言ふことに就てチヨット面白い話が茲にある、今を去ること七八年前に諸君も御承知でございませうが、エルマイラに於きましては極く强惡の囚人に對して鞭笞の懲罰を施して居つたのです、當時或囚人が放免されまして後非常にブロツクウエーを攻擊した、それは紐育に於けるウオールドと云ふ新聞に投書して今日の文明監獄に似合はぬ十六七世紀の狀態をエルマイラではして居る、それは何かと云へば鞭笞の懲罰である自分は斯う云ふ獄則違犯の爲に斯う云ふ過酷の鞭笞の懲罰を受けて肉も爛れ血も迸つて居ると云ふことを書いてウオールドがそれを揭載するや否や紐育に於けるヘラルドなどは是は日本の時事新報のやうな新聞でありますが、其新聞までも筆を揃へてブロツクウエーを非難攻擊した、其爲に又紐育州に於ける有志者が知事に向つてブロツクウエーは今日に於ける司獄官ではない、どうしても彼を典獄の職に置くは紐育州の恥辱であるから退職せしめて呉れと云ふて迫つた、で知事は是に答へて曰く、成るほどブロツクウエーはさう云ふ男かも知れぬが不幸にもブロツクウエーの職を左右する權能の自分の手には存在して居ないと云ふことを以て答へた、それで有志者が今度は擧つて議會の問題としてそれを攻擊したのであつて、調査委員を選んでエルマイラの制度を取調べることになつた、で調査委員が三名ほど出來て取調に掛るや否やブロツクウエーは暫く自ら避けて、取調中は典獄の職は勤らぬからどうか罷めて呉れと云つて直ちに自ら退いて其制度の取調を受けて後事明白となつて再び典獄の職に就いたのであります、成るほど鞭笞の懲罰を利用したのは事實であつたが果して本人の云ふ通り肉爛れ血迸ると云ふ慘狀を呈したかどうかは分りませぬが、兎に角將來に於ては鞭笞の懲罰を利用することは止めると云ふ

ことの條件の下に職に就いたのである、其時にブロツクウエーは如何にも中の有樣を見るに自分が僅かの間職をやめて居たに最早囚情一變して仕舞つて、自分が折角十五年なり二十年なり經營して居た遇囚の方法が多少綻び出した、そこでブロツクウエーは自分が一年程前に退いて僅か短日月の間に斯ほどまでに囚情が一變する道理はないと云ふことを悟つてそれから又銳意刻苦して自分の前のシステムに戻らしめた、此囚情の一變したは何故かと云ふと、鞭笞の刑を廢したと云ふことの爲に囚人は勢に乘して橫着心が出て來たのである、是は各監獄に於て諸君が實際御扱になつて御承知でございませうが、嚴なる方法を改めて緩なる方法に赴く時はいつも中には斯う云ふ橫着な心が出て來て常に反抗を試みやうとする者が出て來る、併し遖がはブロツクウエー丈ありて一兩年にして囚人を丸め込んで仕舞つた、是はブロツクウエーの大に技倆のある所であつてマコノギーと好一對である、マコノギーはモう少し踏張つてマークシステムに心を專らにしたならば改良の効を奏したかも知れぬが、兎に角マコノギーは自信の念の多少弱い所があつた爲に失敗に歸して仕舞つたのは遺憾である、此囚情の變化と云ふことに付ては餘ほど考へなければならぬと思つて居ります、是はブロツクウエーが直接私に話されたことであつて、いつでも遇囚の方法を改めやうとする時は其間に反抗心が必ずどこかに起つて來るから餘ほど注意しなければならぬと云ふことを話されたのであります、でマコノギーはさう云ふ風になつて遂に失敗したが、千八百四十六年にアイルランドに於て饑饉が起つて非常に在監囚が殖へて來て、一面には千八百四十六年から五十年の間に內亂も起つたやうなことで囚人は益々殖へて來た、然のみならず其當時に於きまして濠太利地方へ囚人を送つて居たのを廢して內地の監獄へ拘禁しなければならぬ事情の爲に囚人が非常に殖へて來た、で是ではとてもいかぬコンなに囚人が殖へてはどうにかして之を減少する方法を講じなければならぬ、殊に今まで他に置いた囚人が再び本國へ歸るやうになれば所謂熊や虎を市に追放すやうになるから何んとか監獄の改良に力を盡さなければならぬと云ふことになつてクロフトンと云ふ人が是も矢張軍人出身の人であつて此人が典獄の職に就いてアイルランドの監獄で彼のマコノギーの始めた標點制を利用したのです、之は勿論多少マコノギーの制度とは違いますが四級に別つて漸次階段を昇つて最終には園壁も何も設けてない所謂中間監獄へ拘禁して其處から放免すると云ふ制度でありまして、恰も今日我邦に於ける階級法のやうなものを拵へて先以てアイルランドのタブリンと云ふ都で一番初め九ケ月間分房であと雜居監獄へ移してそれから中間監獄へ移すことになつた、それが非常に効を奏して千八百六十一年頃には最早在囚の過半は減つて來た、段々さう云ふ風に効を奏した爲に大分歐羅巴なり亞米利加に於きまして成るほど此マコノギーなりクロフトンの發

明に係る階級制度は因人を改良するには最も良い方法であることを認めまして皆研究に出掛けてそれを報告したので、其當時マサチユセツツでサンボンと云ふ人が是は監獄事務官でありて大分さう云ふ制度を研究しまして、どうしても我亞米利加に於ても斯う云ふ制度に依らなければならぬと云ふことを主張した、其時に紐育に今現存して居るワインス氏の親父のイーシーワインスと云ふ人が居つて此人は萬國監獄會議の首唱者であることは既に諸君も御承知のことで且又紐育に於ける監獄協會も此人が拵へたので監獄學者として有名な一人であるのです、此人もどうしても此制度でなければならぬと主張して居つたので、暗に此サンボンの意見と符合して千八百六十一年に至つて會見して互に意見を交換したのであります、それに付ては丁度其當時社會學會が出來て之に向つて大に往復することになつて肝膽相照らしたことならは其に此制度を鼓吹しやうと云ふことになつて來たので別に獨立して監獄會議がなければならぬと云ふので千八百七十一年シンシナチに開いたのが初めで是には加奈多地方に於ける典獄も毎年集つて來て今日では有力なる團體の一つとなつて來たのであります、此シンシナチで開かれた監獄會議に於ては今日のブロツクウエー、ワインス、サンボンの三人が寄つて會議をして其三人の決議に係る所の不定期刑なるものを其處で發表したので、標點制なるものは英利吉より踏襲した制度でありますが、それを變形して具體的に發表したのであります、それには大分贊成者を得まして、紐育州に於ては終に千八百七十五年に法律となつて出たのであります、是は紐育のワインスとブロツクウエーの二人でやつたのであります。

茲でチヨツトブロツクウエーの事をお話して置きたいと思ひますが、ブロツクウエーと云ふ人はコンネクチカツトの生れでありまして十八歳の時から監獄の役人になつたので、初めは州監獄の書記に出たのである、其州監獄の典獄がアムスピリスブリーと云ふ人で此人が如何にもブロツクウエーは弱年ではあるが才幹秀でゝ居ることを看破しまして千八百六十一年に紐育のオルバニーの監獄の典獄に轉ずることに成つたので其時にブロツクウエーを連れて行つて其所でブロツクウエーに教訓を加へたのであります、此アムスピリスブリーと云ふ人は非常に嚴格の人でありまして少しも用捨なくブロツクウエーを待遇して朝から晩までこき使つて且つ自ら親しく教訓を加へたのです、さうしてブロークウエーは其後相當の監獄智識を得ましたので同し紐育州のローチエスターの監獄の典獄に擧げられて其監獄を造つたが、如何にも其建築法と云ひ遇囚の有樣と云ひ他州に擯んでた所があつたので今度は又ミシガンのデトロイトと云ふ所の建築を委ねられて、其處で又前と同しやうな監獄を造つて輕罪監の典獄となつて居つて段々經驗を積むに隨つて此人は非常な宗教家であるから、どうも考へるに因人の改良はどうしても宗

教に依らなければならぬと云ふことを確信して居りました、併し何か是に付ては
モウ少し他の方法で改良する機會を與へる方法はないかと云ふので此デトマイト
の輕罪監に居る間に感化學校を開いた、今日では感化學校と云ふと普通のやうに
思ふが其當時は感化學校と云ふものは餘ほど珍らしい時代であつた、そこで一面
教育を加へて行く方法に依つた外多少宗教の感化力を加へるも便利であらうと云
ふのでやつて居た、所へワインスからマコノギーの書いた書籍を送つて貰つた、
是は斯う云ふ譯である、ワインス氏が始め英吉利の是も有名な女の學者であるが、
メリーカーペンターと云ふ人が囚人論と云ふものを書いた、それは私も見ました
が即ちマコノギーとクロフトンの制度を書いた書物であるので、それをワインス
が見て如何にも感激して其書物に自分の感じたことを手紙に書添へて前にお話し
たマサチユセツのサンボンと云ふ人の所へ送りて、近頃斯う云ふ書物が出來たが
是は有益のやうに思はれるが一讀したらどうかと云ふてやつたのでサンボンも之
を讀んで見ると如何にも意を得た書物であるので、マコノギーの未亡人の所へ手
紙をやつた、さうすると早速返事を寄越してマコノギーの遺書を全部サンボンの
所へ送つて來た、そこでサンボンが其内の一部分を分けてワインスの所へ送つて
ワインスがブロツクウエーにやつたのでブロツクウエーが成るほど如何にも是は
良い制度であると思つてマコノギーなる人を知つたのが是が始めてである、それ
で千八百七十一年に今云つた三人會合の結果一の成案を各州に廻した、其結果と
して紐育州が先んじて此不定期刑を採用したのであります、不定期刑の起源は囚
人の獨立自尊に重きを置いて、標點制と不定期刑を結合せしめて居る制度であつ
た、先以て一番初め紐育州でエルマイラで出來たのは千八百七十七年であつたが、
其時に皆寄つてブロツクウエーが適當の人物であらうと云ふことになつて典獄と
したので、成るほどブロツクウエーは適當なる人物で如何にも此人の頭は極く論
理的の頭で苟くも自分がよいと思つたことは之を敢て行ふことの勇氣に富んで居
て殆と監獄當局者としては何一つ不足のない人であるので、此人は初めは十八歲
の時から監獄官吏となつたものであるからさう學力のある人ではなかつたが、監
獄の書物は常に讀んで居りまして、且つ常に此人は話好きの人であつて、私もエ
ルマイラに居る時に七八回此人の處へ遊びに行つたが能く語り能く聞く人である、
談話の間に智識を得る所の方法を持つて居て且つ人の心を引くことが上手で、看
守なり看守長なりが遊びに行けば必ず彼等の意見を尋ねてそれを好い鹽梅に自分
の頭で消化して殊に利用法には餘ほど長じて居る人であります、此人が典獄とな
つて如何にもあゝ云ふ人が典獄となつて居ればエルマイラの監獄の成功する譯で
あると云ふことは私初め何人も悟ることを得らるるであらうと思ひます、沿革は
さう云ふ風になつて居りますが、御承知でもございませうが、是から少しくエル

マイラの制度に就いてお話して見たいと思ひます。

エルマイラ監獄は丁度エルマイラの街から二哩程離れた小山の上に設置されて我々がエルマイラの街へ參りまして電車に乘つて行きますると僅か二十分足らずで遙か遠方に小山の上に巍然として高く聳へて居る恰も宮殿のやうな構造の建物の あるのを見ることが出來ます、是は言はずしてエルマイラの監獄たることを想像し得るので、電車は監獄の下で停つて其所から監獄に這入るやうになつて居る、此附近には官舍より外に何も建物はなくして他は總て平原であります、此位置は高燥なる小山の上でありますから排水等は極く行屆いて且つ非常に景色に富んで居る、遙か向ふに河を隔てゝ山があつて如何にも亞米利加と云ふ國は殺風景の無趣味の國ではありますがエルマイラ監獄へ行つて初めて景色のよいことを私は知りたのである、其土地は二百八十「エーカー」程あるが併し監獄の中の房の數は千二百程あつて四人が千二百四十人程居る、各房共分房であるが今申しまする通り晝間雜居制を採つて居ります、房の大さは極く狹いのであつて唯夜間丈自分の房へ歸つて來て寢るのである、で一番初め這入つて來た囚人はどう云ふ風にされるか と云ふと此の監獄には押送官吏が一名置いてあつて、紐育州內の裁判所で檢事が エルマイラ監獄へ拘禁すると云ふ刑の執行を指揮すれば其押送官吏が出て行つて連れて來るので、決して我邦に於ける警察遞傳の方法ではない、押送官吏が各地の裁判所へ出掛けるのである、尤も元は警察遞傳なり其外の方法で扱つて來たが此押送官吏を設けた爲に年額千五百弗程の節約を見るに至つたと云ふことでありました、それは何故に節約が出來たかと云ふと警察遞傳なるものは兎角費用の多く掛るものであつて、御承知の通り亞米利加でも日本と同しやうに各警察官吏が遞傳致しますると各夫相當の押送旅費をやらなければならぬ、官吏の旅費ばかりても大したものである、併ながら此エルマイラ監獄に於ては押送官吏なる者は特別に置いてある爲に旅費は實費を以て遞傳することになつて居る、それであるから非常に節約を見るに至りたのである、又囚人が一名出來たと云つて直ぐ押送官吏が一名行くのでなくして凡そ六名程になつてから受取に行くのであります、で押送官吏が囚人を連れて來ますと先以て湯に入れて而して後被服を與へる、それから各分房へ入れてさうして翌朝典獄が出勤すると前日這入つて來た囚人を各個人毎に呼んで典獄室の傍の接見所で典獄が一々姓名、犯罪、年齡、親屬關係等所謂囚人の身上調をするので、其聽き方も甚だ巧みであつて其聽く間に囚人の心を看破するのであるが、彼は果して此監獄に於て刑を執行するに足る丈の能力を持つて居るか、或は精神病はないか或は白痴ではないかと云ふことを十分看破して而して後色々本人の敎育程度なりを聽いてそれを一々記錄に殘して置く、それが

濟んで入監囚を總體集めてそこでエルマイラの監獄制度の講釋をする、其言葉にお前達は此監獄へ拘禁されることになつて來たが此監獄では斯う云ふ制度でやつて居るからして早く放免されると否とはお前達の考次第である、所謂房の鍵はお前が持つて居ると同一なのである、お前が此鍵で明けて出やうと思へばいつでも出られるし又お前が長く居たいと思へば幾らでも長く居られる、お前の奮發心如何に依て放免されると否との運命は決するのである、此趣旨は能く分つたかと云つて詳細に說明するのである、其說明が十分分つた所で連れて行つて敎育掛に廻して其處で敎育の程度を調べる、それから今度は作業掛へ廻して今まで執つて居して今までの經驗では本人の自由意思では本人は一時此處へ這入つた爲に根據もうも今の程度を聽診器で聽いて年齡兩親の關係等を聞いて骨格などを見て六ケれと同時に內臟を聽診器で聽いて年齡兩親の關係等を聞いて骨格などを見て六ケ月間體育場へ廻すと云ふことを醫者が宣言するのである、さうすると其處に書記が居つて其事を書いて體育場へ廻すと其囚人は體育場へ行つて六ケ月間の體育の訓練を經なければならぬ、で十人の中八人程は體育場へ入れられるのである如何にも私も彼所に居ります間殆と毎日新入囚を見ましたが、如何にも骨格の惡い者ばかりでありました、さう云ふ風にして後どう云ふ風に訓練されるかと云へば先以て初めの二週間は極く嚴重な步兵操練をやらなければならぬ、是は餘程面白い沿革を持つて居るので水曜日と土曜日の午後には一般の囚人が鐵砲を擔いで一樣の兵服を着て喇叭を吹き太鼓を叩いて步兵操練をするので、私共初め見た時は非常に奇異な考を持つた、是がどうも監獄の行刑であるが如何にも滑稽な話であると思つたが、段々終ひには目に慣れるに隨つて滑稽にも感じなくなつて來ましたが、此步兵操練の制度は何が故に行つたかと云ふと千八百八十八年までは紐育州に於

い者が多いから却て本人の社交上の狀態から或は本人が紐育市から來た者か親はどう云ふ職業をして居るか或は今後行くべき所は如何なる方面に行かなければならぬかを精察してから後職業を授けなければならぬから本人の心よりも寧ろこちらの意思の方が適當と思はれると云つてやつて居るやうであります、それから作業調が了ると今度は醫者の所に廻してスッカリ裸體にして先以て體量を測る、それ

ては四人を色々の製作の事に使ふことが出來て居つて矢張ヒラデルヒヤの時において話したと同じやうに民業競爭の聲が盛なる爲に紐育州廳の人々は愚かにも此民業競爭の聲に壓服されて遂に一つのエールローなるものを發布したのである、是は監獄の製作品は官廳、慈善團體に供給するより外に製作することは出來ぬと云ふ法律である、それが爲に今まではエルマイラの監獄では好い工錢を得て居つたが其法律發布の爲めに俄然四人の作業を停止せざるを得ざる難境に陷つた、是は單り エルマイラのみならず外の州でもさうであるが、さう云ふことになつたのでブロックウエーと云ふ人は一番初めはどうしても作業に依て四人の感化を促さなければならぬと云ふことを主張して作業には殊に重きを置く人であつたが、其作業をばなられて化粧つたのでありますからブロックウエーは非常に困つた、到底四人を遊ばして置いては彼等をして良民に復歸せしむることは望まれぬ、茲に於て何か一の方法を授けると云ふことになつて、其方法として今日の軍隊組織の歩兵操典なるものを作業と殆と同樣の効を奏して居る、御承知の通り作業は、智育なり德育なり若くは體育なりの發達をさせることを目的主義として居るのであります、此作業が其三育を兼て居るか如く、矢張一つの軍隊操練が體育には勿論のこと智育德育とも大に助けになつて居るのであります、何故に智育德育の一手段として見ることが出來るかと云へば、常に軍隊的規律の下にあつて所謂司令官の命令を始終自分が氣を付けて居なければならぬ、自分の精神をして少しでも油斷させることは出來ない詰り思想を注意深くさせることゝ命令が下つたならば直ぐ機敏に働かなければならぬと云ふことゝ又服從感念を養成させるので所謂一擧一動司令官の命令に服從せしむる、是等の感念は總て作業なり其外の監獄に於ける色々の改良感化を與へる方法手段として努めなければならぬ要素を矢張此軍隊制度は備へて居るので決して單に物好き半分にそれを行つたと云ふ譯ではない、勿論作業を停止したが爲に其窮境を救ふ策としてブロックウエーが案出したには相違ないが、是か矢張作業と同しやうな功果を現はすやうになつて來て居る、軍隊制度はさう云ふ譯で私も初めは滑稽に感じたが成るほどさう云ふ思想の養成に與つて力あることを覺つたのであります、で作業の方はどうなつて居るかと申しますと、作業は凡そ三十八種類に分れて居りまして一日八時間勞働であります、是は一般の職工條例と同しやうに規定されて法律でそれ以上出來ぬことになつて居ります、それから又彼等は一日二時間若くは三時間宛作業の敎習を受けなければならぬので一の職業學校が開かれて居る、其處で二時間なり三時間なり自分の望む左官なり大工の敎習を受けつゝある、其敎習が凡そ三十八種類ほどに分れて居りまして、例へば大工が家を形造つてチヨットした小さい家が出來上がつて居りまたそれが造られるや否や直ぐ毀はされて又

前の如く形造る又壁を塗るのも一度塗るとそれを毀はして又塗ると云ふやうにして居ります、經濟の方から云へば如何にも不經濟極るやうでありますが、是が即ち作業の訓練であつて、其訓練の方法は何が故にして居るかと云ふと、我邦の監獄などでは訓練と利用とを兼ることが出來ますが、今申上げたやうにエールロー

列席することに成つて居ります、囚人の教誨を聽く上にも監獄官吏の側から云つて見ましても常時同一の教誨師から說教を聞くは趣味を失ひ又囚人の教誨なるものは勢ひ囚人的なる所からして此弊を救ふ手段として成る丈四人官吏をして社會的ならしむる方法として交換し合つて教誨して居るのであります、此教誨と教育とは關聯して居つて互に分解することの出來ない程密接の仕事でありますが、此外にエルマイラに居る教誨師はモウ一つ講演を持つて居る、其講演なるものは毎日曜日の午前に行ふことになつて居りまして、どう云ふ事を講演するかと云へば色々社會の有りと有らゆる題目を捉へて例へば蜂の巢とか或は電氣の事とか云ふやうな社會の總ての事を一般に俗話として聽かせてやるので、之が非常に囚人に向つて趣味と利益とを與へるものでありまして、彼等囚人は普通教育程度以下の智識の者でありますから之を教育するに俗話を以てし、例へば蜂の巢は如何にして蜂が造るか或は蜂の巢の種類とか博物的の教授をするのでありまして、それは一面大なる感化力を與へるものであります、即ち自然力の偉大なることを自然科學の講演で悟らしむるのであつて、如何にも造物主は廣大無邊なものであつて殆んど人間の力で極めることの出來ない一種の力であると云ふことが此蜂の巢なり其他の例で自然に說明されるのであります、是が爲に普通の宗教教誨に非常の助を爲しつゝあるのであります、又午後になると必ずしも教誨師ではないがエルマイラのカレージに居る先生方が來て經濟の話を單簡に致しまして其講話が濟みますと討論が始まる、此討論會は私も各日曜日毎出席して見たが、是は囚人の行狀の良い者の特權となつて居りまして、其主宰者は教誨師であつて討論問題は重に倫理的に限られて居つて丁度私の參つて居る時は政黨の爭の時でありまして政黨上の討論會が始つて各囚人は各々口角泡を飛ばして互に話合つて居る、ナカ〳〵其處へ行つて見ると是が囚人であるかと思はれる位であります、先づ大體さう云ふ制度になつて彼等を智育德育體育で訓練して居るのでありますが一番初めに體育を主として行つて其後智育德育をやるのがエルマイラ監獄の大體の主眼であつて入監するや否や體育を殿重に勵行する、何が故に殿重に體育をするかと云へば囚人なる者の能力は普通人の以下なることは明かであつて殊に人間には希望とか恐怖とか賞罰と云ふやうなことも相應に効力はあるが、併し希望を起さしめて置くとか或は威嚇懲戒を與へるとか褒めるとか云ふことの感化力を受くるのに囚人はそれを受ける丈の智能を持つて居らなければならないので、縱令彼等に希望心を起さしめやうとしても普通の人にあつては希望の事柄であつても囚人には左程希望でないと云ふやうに希望心を受ける丈の能力を持つて居らぬ、或は懲戒にしても普通の人には十分の懲戒であつても囚人には左程に感じないと云ふ風に兎に角自分が受ける丈の能力を持つて居ない、殊に習慣犯者の如きに至つては、普通人

を以て殆と考へることが出來ない、普通人が是ならば彼等が喜ふであらうと思ふ事も喜ばず、或は苦痛であらうと思ふことも苦痛とも思はぬとか總ての感覺力が鈍くなつて居る、此感覺力の鈍いのを銳敏にさせるにはどうしても體育に依らなければならぬ、でそれを嚴重に二週間程勵行するのであります、其勵行するに先立つて體育係長が囚人に宣言して云ふに、お前達は是から二週間極く嚴重に規律制度に服從しなければならぬ、例へば二時間なり三時間なり劇烈の勞働をさせたからと云つてお前達はそれに對して一點の苦情を云ふことは出來ない、のみならずそれが爲に醫者に向つて彼是云ふことも許さない、縱令醫者に向つて苦情を謂ふて見た所が却て醫者に嘲弄されるに至るからそこは能く含んで居れと申渡して置いて二時間も三時間も汗の出るほど體育をやらせるので、足は棒の如く體は綿の如く疲れても決して彼等は何んとも云ふことは出來ないので前に宣言されたことを思出しては服從して居る、そうして二週間經つて普通の學校教育を受けることになつて居るのであります。

次に少しく標點制の事をお話しますが、エルマイラでは三級制に分れて居りまして第一番に這入つて來た者は二級に編入されて其者が一ケ月九點を得てそれを六ケ月間續けると一級に昇ることが出來る、それから一級に居てまた一ケ月九點宛得て六ケ月續くと假出獄を許される、若し此點數を失へば二級の者は三級に一級の者は二級に若くは直に三級に落ることもあるので、其點數は品行と作業と學業の三つに分つて授けられるのであります、そうして此點數は工錢と關係して居るから前にお話して置きたいと思ひますがエルマイラの監獄は工錢と云つては言葉が惡いか知れませぬが兎に角一定の賃金を與へて居ります、それは製作の出來高に依て與へるのではなくして品行なり色々の點を加味して賞與金として與へるのであります、一級に居ります者は五十五錢二級の者は四十五錢三級の者は三十五錢を與へることになつて如何にも一級の者が五十五錢を貰ふと云へば好いやうでありますか、其內から部屋代とか食費を引かれるので、一級に居る者は部屋も大きく食事も特別の食事を授けられるから四十錢引かれるので手に殘るは十五錢であります、二級の者は四十五錢から三十二錢三級は三十五錢から二十五錢を引かれると云ふ風になつて居りまして、成るほど一日作業に從事すれば必ず十五錢なり十錢なり純益を得られますが、品行に依て減せられることもあるのでそれか三通りに分けてあつて十五錢と三十錢と一圓以上となつて居りまして、十五錢減せられるのはどう云ふ懲罰かと云ふと極く輕い者でそれより少し重い者は三十錢極く重いと一圓以上と云ふやうに報告用紙が色別に三通になつてそれに懲罰の科目が書いてありまして、例へば囚人が話をすると直ぐに看守が此者は十五錢の懲罰に當ると云ふと黃色の紙へ囚人の名を書いて話をしたとある所へ棒を引いて何處に

於て話をしたと云ふことを裏に書いて看守の姓名を下へ書いて自分の勤務の終りに二課の箱に入れて置くと、翌朝になつて看守長が開いて見て成るほど斯う云ふ事があつたと云ふことを知りて或は十五錢の懲罰三十錢の懲罰一圓の懲罰と云ふやうに集めてそれを規律係の方に廻すと、規律係はそれを帳簿に書取つて報告をしました看守の名を除つて竪刷版に摺つて翌日の夕方囚人の房へ置く、さうするとそれを囚人が歸つて來てから見て自分は何時斯う云ふことをしたそれに服從すればよし不服ならば典獄に又それを封じて送つて差出すと典獄がそれを見て是は適當でないと思へば囚人と看守と兩方呼んで又調査するので、コンナことを云つて來てもとても取上ぐべきではないと云ふ時は麼薬と書いて又囚人へやる、さうすると囚人は何等の苦情も云ふことは出來ない、さう云ふ行狀視察の制度になつて居ります、さうして一圓以上の懲罰を受ける囚人になると典獄が一々自ら調べなければならぬ、三十錢十五錢の者は或る場合に依ると必ず典獄に申出でなければならぬ、又囚人の請に依ては懲罰會議を開くことが出來る、それは役人四人程委員となつて其囚人を呼出して正式に裁判するので、若し囚人が不實の申立を爲した時は又一圓以上の懲罰を附加することになつて居る、夫故に囚人も餘り無益の事は申出でぬことになつて居ります、先づ概略さう云ふ風に懲罰は行はれて居るのであります

ましして又作業の方でも必ず囚人は職工學校へ通はなければならぬ義務を持つて居るのであつて毎月試驗がある、其試驗で七十五點以上得ればよいが、若し誤つて七十五點から五十點までの間の點を得れば一弗引かれる、又五十點以下二十五點までが二弗二十五點以下が三弗引かれると云ふ仕組です、普通の敎育の學校の方も矢張毎月試驗を經て七十五點以上が完全なる點數で以下ならば作業と同じ樣に工錢を引かれる若し彼等が一ケ月に一弗の罰金を科せられたらば九點の中一點減つて八點になる、詰り一弗が一點に計算されて居るので、一弗に滿たない罰金でも十五錢なり三十錢ならば九點から引かれない、で若し斯う云ふ風に一弗以上宛引かれて三ケ月續けば降級される、又一ケ月中に三弗罰金を科せられると直ぐ降級處分に遭ふ、一ケ月に三弗取られると云ふ者は少ないのでありますが、三ケ月に一點宛三點引かれる者は大分あるので、典獄は月の初めに前月の點數と賃金表とを見てどうしても是は一弗以上の罰金で一點以上減るものとすれば本人にお前は斯う云ふ風になつて居るから氣を付けなければならぬと云つて忠告を與へて置く、又翌月も一點失ふとお前は次の月で降級處分に遭ふが之を挽回する方法を今の中に講じて置かなければならぬぞと云つて三遍ほど忠告を與へてそれでも尙ほ彼が聽かずに一弗以上の罰金を科せられると途に三級に降されるので、勿論典獄としては三級に降級の處分をされるのを好むのでもなく彼等に獨立の思想を發揮せし

むることを目的として居るのであります、さう云ふ標點制で彼等囚人の行狀と作業と敎育との三を觀察して居るのでございます、で中には場合に依ると逃走の恐れある者或は同囚と喧嘩でもして一ケ月九點まるで引去られることもあるので、必ずしも是は英吉利の制度のやうに、英吉利では今日でもさうでありますが一ケ月九點としてそれが三點宛品行、作業、敎育の三つに分けて居る仕組ではありませぬ唯品行の一點のみで九點を科せられることもあります、さう云ふ者は三級に落して仕舞ふ、其三級に落した者の中でどうしても改悛の見込がないとすればど云ふものがある、其方へ移すことになつて、其移される者が每年三百名以上もあります、私の滯在の時は囚人の總數が千二百四十人程でありまして一級の者は五百人二級の者が七百人三級が四十人程ありまして三級の者は至つて少數でありましたが一面監獄の規律の嚴重なることは殆んど豫想外で懲罰の科し方其他日常の行爲に就ては遠慮用捨なくやつて居るのを見受けました。

要するに感化制度はさう云ふ風になつて居るので、亞米利加に於ける分房制は前にお話した通りで將來に於ても發達の見込はありませぬが一面感化監獄の勢力は殆ど亞米利加全國に波及しやうと云ふのであります、勿論亞米利加に於ける分房制は惡いから採用しないのであると云ふ利害論には由來して居らぬので唯經費の一點のみで分房制を採用することが出來なかつたのでありますが、今日に於ては多少經費は許すにしても分房制の再興は殆ど亞米利加では行はれぬかと思はれます。

先づ視察談の概略を述べましたがまだ此外に假出獄制度の事もエルマイラに附隨して餘ほど面白い制度になつて居りますが、時間切迫の爲に他日の機會に讓りたひと思ひます、大變長くお邪魔を致しまして一向御參考になることも少なかつたであらうと思はれます、皆さんの御淸聽を汚した段は幾重にも謝する所であります。（拍手）

印南君の米國視察談を讀て

名月やぼたりと落つる松の露　三養

講話

○臺灣監獄談（續）

臺灣總督府法務課長　手島兵次郎君

それから假に豫算を組みまする上に於て、昨年の八九月には丁度三十八年度の豫算を組まなければならぬ時でありまして、斯う云ふ監獄に影響する所を打算して實地笞刑を施行して後監獄にどの位經費上響いたかと云ふことに付てザットした計算を取つて見たのでありますが、此の如くになります。

笞刑實施前ト實施後トノ監獄費關係（△印ハ減）

摘要	實施前	實施後	增減	
在監一日平均人員	三、八五二人	三、四一〇人	△四四二人	實施前ハ一ヶ年實施後ハ五ヶ月間ノ各一日平均ニ依ル
同上在監人員	五〇〇七六〇円	四四三三〇〇円	△五七四六〇円	一人一日平均十三錢
同上一ヶ年間在監人費	一八二、九八七四〇〇円	一六一、八〇四五〇〇円	△二一、一八二九〇〇円	笞刑實施後五ヶ月間ノ平均人員ヲ假ニ一年間ノ平均人員ト看做シ算出ス
看守定員	四八一人	四三三人	△四八人	
同上經費	一五三、六五〇九二円	一三八、三三二八三円	△一五、三三六四八円	

參考　監獄要求額比較

卅七年度要求額　卅八年度要求額　比較增減

監獄費	六二五、七五一〇〇〇円	五二六、七七九〇〇〇円	△九八、九七三〇〇〇円

在監人ノ減少ト及之ニ伴フ職員減少トノ結果

是は一日の平均人員が實施前は三千八百五十二人あつた實施後は三千四百十人に減つた、一人一日の在監人費が十三錢であるから一日五百圓要したのが此人數減りに依て四百四十餘圓に減つて來た、其差が一日五十七圓で之を一年間とれば丈の減額になるかと云ふと二萬千圓許になる、それから看守の定員は御承知の如く其增減で增減するものでありますので、實施前は看守の數が四八三千八百五十二人に對して四百八十一人あつたのが九月になりますると四百三十三人で四十八人減て來た、是が前に申した手當から何から合せますと一萬五千三百三十二圓と云ふ高になつて合計でザット三萬七千圓ほどになる斯う云ふ風に減つて參つて是のみで餘程減る、當時九月の豫算に於きましてコンナことでありますが、此減り方はモツト餘計減らなければならぬと云ふとそれから昨年は議會が解散になりましたけれども三十七年度でさへも實は六十一萬五千餘圓要求しなければならぬ豫定でありましたから昨年は六十一萬餘圓の要求をしましたが、三十八年度は尙ほ餘計になるべきが斯う云ふ打算法からして或は增すべきものも減し現在あるものも餘程減することが出來まして看守の募集などに付きましても費用が餘程少なくなると云ふや

うなことから諸種のものを計算いたして丁度三十八年度で五十一萬六千何んぼを要求いたしたのでありますから何やかで以て臺灣監獄は監獄の建築落成と云ふやうな事の加つて居りますが笞刑やら何やらで六十萬圓が五十萬圓に減じました、即ち一面には經費が二割減じられた譯で經費が減じたからと云つても設備に於ては決して不都合を來さないと云ふ狀況になつたのであります、それで然らば笞刑はどう云ふやふに執行されるか、是が即ち刑罰學の上と云ふか之を研究することはほんとに臺灣でも怠らぬ積りでありますが、何分笞刑其ものをやると云ふことは聞い決して居りましたが隨分方法を調べて見まするとと斯う云ふのがあつた、内地の方法もて居りまして笞刑に付て別段にお話をしなければなりませぬので、既に餘程御退屈を來す丈長くなりましたので寫眞を御覽に入れて大體斯う云ふ風にやつて居ると云ふこと丈をお目にかける積りであります、唯一つ効果の一つに付て何處の本にもなく餘り世間で聞かない事で特に臺灣に付て實施上一つ結果が別にある、即ち獨逸書に書いてあることも東洋の刑罰研究の書物にも今日まで書いて居らぬ事が臺灣に於ては一つの効果が笞刑に付て別にあることを發見した、是は各執行官を會同いたして殊に警察の報告を綴密に調べた結果斯う云ふ事がある、臺灣人は同じ支那人種の中でも特に尻を出すことを恥る、内地人の如きは下等社會に至りますると所謂腹巻に犢鼻褌一つで人の前で裸體になると云ふことは厭はない方である、隨て言葉の上でも尻を引ン捲つてやるとか若くは人を愚弄する場

立會又典獄の外種々の人が立會ひまして、殊に私の出まするまでは尤も此健康上に付て調査を致して放免になりました囚徒に付ては歸つてから後の狀況は如何であるかと云ふことは各警察で一々の表を擧げて掛へて居りまするし又地方官こちらで云ふ警部長たる警務課長の如き各監獄の典獄を始め執行者も一同會同いたしまして其結果を尋ねて記錄も實は持つて參つて居りますが行政官が單りよいと云つて褒めて居る譯には往きませぬ、隨分是には輕るいとか斯う云ふことがあるとか一々の話を擧げますれば或は刑罰の効があるや否やと云ふ問題も惹起すことが澤山ありますが、是は笞刑に付て別段にお話をしなければなりませぬので、既に餘程御退屈を來す丈長くなりましたので寫眞を御覽に入れて大體斯う云ふ風にやつて居ると云ふこと丈をお目にかける積りであります、唯一つ効果の一つに付て何處の本にもなく餘り世間で聞かない事で特に臺灣に付て實施上一つ結果が別にある、即ち獨逸書に書いてあることも東洋の刑罰研究の書物にも今日まで書いて居らぬ事が臺灣に於ては一つの効果が笞刑に付て別にあることを發見した、是は各執行官を會同いたして殊に警察の報告を綴密に調べた結果斯う云ふ事がある、臺灣人は同じ支那人種の中でも特に尻を出すことを恥る、内地人の如きは下等社會に至りますると所謂腹巻に犢鼻褌一つで人の前で裸體になると云ふことは厭はない方である、隨て言葉の上でも尻を引ン捲つてやるとか若くは人を愚弄する場

合には尻を捲つてけつ、眴めろと云ふやうなことを云つて尻を出すと云ふことは概して平氣の方でありますが、臺灣人は衣服の構造から來て居るのも一原因でありませうが、ドシナ下等社會と云ひましても猿股のやうな長い股引の切つた物でありますが、是は如何なる暑中でも何處へ行つて見ても着て居つて勞働者が身體を拭くにもそれを引かづして眞ツ裸かで行水などをするにも人に見られる所ではしない、是が一つの原因となりまして人から尻を捲られると云ふことは非常なる恥辱として居る、隨て此笞刑處分を受けました者が多勢の中で理屈張つたことを云つて高言して居る時でも、通常刑餘の人間か下等社會の奴であると、何んだ貴樣臭い飯食はない者に味が分るかと云つて特に博奕打仲間などになると肩書付を位か何かでも得たやうにそれを以て自慢いたすのである、殊に今日まで臺灣に自由刑を行ひました結果は多少日本語を覺へて來るとか或は先程申したやうに職業を覺へて來るとかするので高倘の人間にでもなつたかの如く信用が厚いと云ふことはありませぬが擯斥されなかつたのでありますが笞刑と云ふことになりますると、所謂婦女兒童之を恥ると云ふ譯で、現に私共の聞く所に依ると小さい子供があのお爺いさんは尻を叩かれたと云ふと大きな奴が逃げる、人の前で小さい聲で云はれても非常な恥辱に思ふ、是は世に出ての災ひになるか知りませぬが、笞刑は誠につらい痛いとかばかりでなく即ち笞に處せられたと云ふことは成るほど大學の言葉に笞は恥なりとありますが是が非常に無形に響くのである、と云ふて普通の刑餘の人間のやうに監獄歸りだから惡い智惠が付いたらうと云つて非常に其者を以前と變つて見るのでなくして唯笞に處せられたと云ふことが風俗上非常に恥る、意氣地のない話である人に尻を捲られたと云ふので、叩かれたと云ふよりも捲られたと云ふのは所謂品格を下げたのである、斯う云ふ感念が臺灣の風俗中にあるのでチヨット面白い、それでありますから非常に笞刑に處せられたと云ふことは巡査が行つてお前が笞刑に處せられたのかと云つても、其者を捕へた巡査ならば格別他の巡査ではナカ〳〵返事をしない、餘程其點は心神にこたへて居る、是は笞は恥なりと云ふことが刑罰は總て恥であると云ふ上から論じましたならば、臺灣とても珍らしい言葉でないやうに見へますが、唯今申上げたやうな一種の異つた風俗で日本人のやうに尻と云ふ言葉自身が既に人中で云ふことは品位を下げると云ふ一種の感覺を持つて居るのでありますから、況んや其尻を捲れて打たれたと云ふことになりまするとと、非常な恥となる、是が所謂刑罰の上に價あるや否やと云ふことに於て私は臺灣の現狀に於て笞刑論の上に一つの研究物であらうと思ひます、是は追々に又進みまするに隨つて一年の統計でも、見積て或は是に處せられた者の再犯の關係なども調べましたならば又一層の價ある研究が出來て或は此次上京いたす機會がございましたならば再び此笞刑に付ては精細なる統計なりに基

いてお話する機會もあるかも知れませぬ、是は餘り申上げても內地にはない事でございましたから變り過ぎて却て興味がなかつたか知れませぬが餘り長くなりましたから是で終ります、

（完）



寄書

○監獄作業の主觀的目的

岐阜　井上榮次

本編は近頃偶々感する處あり而して舊稿監獄作業論中の一節を摘抄し假に『監獄作業の主觀的目的』と命名せしものなるか故に勢ひ論旨の題に副はさるものあるを免れす幸に之れを諒せよ焉

犯罪は殆んと皆紀律的勞働を爲さゝる者の內より出て來らさるは莫し、故に又刑の目的上紀律的勞働の習慣を養成せしむる事は最も緊要なる事項の一に屬す、而して所謂紀律的勞働とは曾に一定の時間內勞働せしむる而已に非す、又機械的に勞働せしむるの謂ひにも非す、要は勞働的機能に障礙なき限りは勞働の果實を平等ならしめ、而かも普通勞働者の其れの如く、日を累ぬるに從ひ秩序的に其果實を增大ならしむへきを謂ふ、而して玆に所謂增大とは量に於て而已之を謂ふに非す、技の其の一分の一を含蓄され居る事を記せよ、蓋し技は價値の單位なれは也。

行刑上緊要事項の一としての紀律的勞働の果實は日々嚴密に之を檢查し、苟も不平等又は非進步的の傾向あるを發見せし時は、必すしも其の因つて來る處を探究し、正當の理由あるを認むるにあらされは絕對的に所定の科程を終了せしむへきものなり、而して之か檢查行爲を普通に科程調查と謂ふ。

科程調查は監獄作業の生命なり、然り監獄作業の生命は實に一に懸りて科程調查にあり、業種如何に善良なるも、將又作業の指定如何に間然する處なきも、倘夫れ科程の調查にして孟浪、杜撰、放漫なるものあらんか、監獄作業は形體に於て存すと雖も、恰も俚諺に所謂目を入れさる佛像の如く畢竟無意味に終らん耳、否曾に無意味の長物たるに了るのみならす、行刑の目的を阻碍し減却する一の大なる原因と爲るへきもの也。

由來檢束は監獄主腦の事務として何人も之を議せ

さゝるは莫し、然るに科程調査の聲の甚だ少にして且つ微なるは果して奈何、科程調査の行刑上檢束と兩翼の位地にあるに之に何つて常に平等の注意の拂はれ居らさるものゝ如きは果して奈何、極言すれば科程調査行爲の即ち檢束行爲なるに、兩者に對する觀念の特に徑庭あるを見るは果して奈何是れ余の理解する能はざる幾多疑問中の最大なるものなり、而して余は斷言せん、行刑上に於ける科程調査は、行刑上に於ける檢束と相駢んで毫も輕輕をなさず、共に行刑の死活を左右する重大なる行刑事務の一なりと、而して彼れの人意を惹くの強に、是れの人意を惹くの弱なる、蓋し之が爲の一は武斷的（檢束は眞正の意味に於て、積極及消極の二意義を有するものなれども、此處には單に多數の觀念に從ふて之を云ふ）にして容易に群目に觸れ易すからざるとに職由せずんばあらざる也夫れ監獄作業は固より囚人の消閑的、娯樂的の遊技にあらず、而して又た夫の恩惠說の如き、權利說の如き取るに足らざる唐臨的制度にもあらで、監獄作業は刑事裁判の確定、換言すれば法律適用の結果にして、性質上固より強制的のもの也。

刑罰の主義固より一二にして足らざるべし、然れども文明的刑罰の主義は實に自由刑なり、我國現行の法制たる自由刑即ち是れなり、吾人は實に此文明的、人道的、合理的而かも我國現行の法制たる自由刑を現に執行しつゝある也。

現行刑法は檢束と作業の二者を以て自由刑（無定役囚を除外す以下同し）の骨子と爲せり、然り兩者は實に自由刑の生命なり、換言すれは此二箇の動脈あり而して自由刑存在す、若し夫れ自由刑にして二者の上に輕重の區別を置き、執行方法にして亦之か輕重を爲さんか、粒々汗顏以て贏ち得んものは只僅に一個の跛者のみ、眇者のみ、吾人は年々大枚數百金の國帑を糜して以て後日に累を殘すの不具者を殊更に買ふを欲せさる也。

自由刑の積極的要求は犯罪人をして事實的自由の動靜を爲さしめさるに在り、別言すれは渠等の一動一靜をして常に盡く國家の意思に則らしむるに在り（本誌第十七卷第八號拙稿檢束論參照）然り自由刑は實に斯の如きものなり、而して其要求の二分の一は多數の觀念に於ける檢束に由りて遂行されつゝあるもの、如し、然れとも他の二分の一の要求を當然充すへき作業は果して克く前者と對等の効果を收めつゝあるか、克く其本領を實現しつゝある乎、自由刑の要求は果して克く右二輪の車上に於て晏如たるを得る乎、余は然らじと斷言するを憚からざるなり、而してまた苟も監獄作業を以て單に一の授産的、敎育的と爲す觀念の屏息せざる間は、長に然らじ然らざるべしと斷言するを躊躇せざる也。

余は本編の餘り長文に亘るを以て、檢束と作業と行刑上毫も輕輕なき理由の數箇要點を左に一つ書と爲し以て聊か之を短縮せんと欲す。

一浸然不平等の勞働を爲さしむるは擅に睡眠せしむるが如し

一浸然情願を容れ轉役するは擅に談話せしむるが如し

一働高（科程）を瞞着せらるゝは猶禁制品を包藏せらるゝが如し

一製素品を亂雜にするは猶被服獄具を亂雜にするが如し

一粗惡品を製作するは猶在監中犯罪を爲すが如し

一拒否して服業せざるは逃走行爲に於けるが如し

右一つ書は行刑上重要なる監獄作業の檢束と相對比して寸毫の優劣なき所以の要件を摘擧したるの外、主觀的目的を論じて未足らざる處を無外に說明せんと欲したるもの也。

之を要するに監獄作業の主觀的目的は、正確の意義に於ける自由刑の要求を徹底せしむるに在り。」

○刑期計算に就て

盛岡　熊谷熊次郎

刑期計算に付ては刑法其他の規定のあるあり敢て疑義を挾むの餘地なきか如しと雖も茲に森林法の罰則の數個を犯し之か同時に發覺し審理の末同時に數個の刑の言渡を受け又は森林法違犯と竊盜犯其他の犯罪と同時に發覺し同時に判決言渡を受け

判決言渡と同時に拘留せられ而して上訴期間を經て確定したるもの及一刑執行中餘罪發覺し拘留狀を發せられたるものにして前發罪の刑（當時執行中の刑）より更に重き刑の言渡を受け之が確定し前發罪の刑を後發罪の刑期に通算執行する場合に於ける現今の刑期計算方に付聊か疑ひなき能はざる處のものあり

即ち現今採る處の計算方は例せは玆に森林法違犯罪に依り同時に第一に付重禁錮二月第二に付重禁錮二月第三に付重禁錮一月の宣告を受け或は森林法違犯と竊盜犯と同時に發覺し審理の末同時に竊盜罪に付重禁錮一年森林法違犯に付重禁錮一月の宣告を受け判決言渡同日に拘留せられ上訴期間を經て確定したるものありとせんに右の各刑順次引續き執行するに當りては第一の刑に付ては無論刑名宣告の日より起算し二ヶ月即ち六十日を計算するも第二の刑は第一の刑滿期の翌日より起算し二ヶ月即ち六十日を計算し第三の刑も第二の刑滿期の翌日より起算し又竊盜罪の一年の刑及森林法違犯の一月の刑も如斯の計算を爲し執行し居るは誤謬の計算方にあらさるなきかの疑之れなり

抑も刑は裁判確定を待つて執行すへきは刑事訴訟法第三百十七條に規定する處にして而して裁判言渡即ち刑名宣告の日より上訴期間内拘留に在つて確定したるものは刑法第五十一條に依り刑期は刑名宣告の日より起算し上訴期間の未決拘留日數を刑期に算入すへきものなり

然るに現今の計算方は前例示するが如く第二以下の刑に對しては上訴期間の未決拘留日數を刑期に算入せすして各前刑滿期の翌日より起算し二ヶ月即ち六十日を計算し若くは一年刑滿期の翌日より一ヶ月即三十日を計算執行すれば誤謬の計算なりと云はざるを得ず何んとなれば第一の刑も第二第三の刑も將た一年の刑も一ヶ月の刑も刑名宣告の日を同ふし同時に拘留せられ共に上訴期間を經て同時に確定したるものにして而して共に一定の上訴期間拘留せられあるを以て各刑何れも上訴期間内の未決拘留日數を刑期に算入すへきは當然なるべきに前述の如く算入せさるを以てなり

斯く論じ來らば或は曰はん刑は數個なりと雖ども裁判は一なり一の裁判に數個の上訴期間あるの理なしと然り裁判は一なり刑は數個なり一の裁判なり一の確定期間あり刑は數個なり又各一の上訴期間ありて共に進行するものなり故に一の裁判確定せば數個の刑も隨て確定す一の裁判の確定は即ち數個の刑の確定なり一の裁判確定して數個の刑確定したり而かも共に上訴期間未決拘留に在つて確定したり然るに第一の刑には刑期に算入すべき未決拘留日數あり第二以下の刑には之れなしと云はば何んぞ矛盾するの甚しきにあらずや

論じて茲に至らば或は又曰はん然らば刑の執行も亦た然るを得べしと否なり刑の執行は裁判確定の後に於てするものなり確定したる二ヶ以上の刑は執行の順序に依り一刑執行中は他の刑は執行を停止し置くことを得るを以て何等差支不都合なしと雖ども上訴期間の進行は然らず一の判決を以て同時に二ヶ以上の刑名の宣告ありたる場合と雖も上訴あるに非ざれば期間の進行を停止し能はざるものにして共に經過し共に確定するものなり故に刑の執行と上訴期間の進行とは全然同一視する能はざるものなり

然り而して一刑執行中餘罪發覺し拘留狀を發せられ審理の末現に執行中の刑より更に重き刑の言渡を受け現に刑の執行中に裁判確定し而して執行中の刑を以て後刑即ち新に確定したる刑期に通算すべき場合の如きも又一方刑の執行中なるに拘はらず上訴期間の未決拘留日數を刑期に算入すべきは至當なりと云ふべし如何となれば刑の執行は刑の執行なり上訴期間の經過は經過なり兩々相牴觸するものにあらず、刑の執行中に在るの故を以て他の裁判の上訴期間の經過を停止することは刑事訴訟法上能はざるものなり且つ、刑の執行中に在るものに發したる拘留狀なりと雖も其効力に何等影響を及すものに非ず乃ち其効力に依り被告人を拘束し置き裁判を確定せしむるものなり然らば其確定したる刑も執行するに上訴期間の未決拘留日數を刑期に算入すべきは理論上至當なりと云はざるを得ざるを以てなり之れ余輩は現今の刑期計算方は誤謬の計算方なりと言はんと欲する處なり

現今の計算方是か將た余輩の言果して否か大方先輩諸彦の垂教を請ふ。

○僞善を裝ふ囚人處遇方に付看守の注意すべき事項如何

我大分監獄に於て此頃一般現任看守に對し實務の成績考査の爲め四五の問題を課し筆記試驗を爲したるに其答案概して好良にして適當と認むへきもの點きにあらず就中左部の答案は其行々簡單明晰にして又其趣旨肯綮を得たるものと認めたるを以て之を寄送し又貴誌餘白の一部を割愛せらるゝことを得ば幸甚（大分監獄通信）

大分監獄看守　關幸太郎答案

一本問僞善を裝ふとあるは其種類の囚人頗る多かる可しと雖も假令へば窃盜慣習犯の如き社會に出ては到底其非行を改むるなきも監獄に入りては能く紀律を守り行狀謹愼作業勉勵の者あり又非常の惡漢にして常に逃走の念慮を抱くも其機會の乘すべきなきより逃走の手段として陽はに謹愼を表し充分官吏に信用を置かしめ信用の結果官吏の油斷するあらば始めて其非望を達せん

（後つゞ）もが如き者にして形面下よりして之を見れば一點の批難すべき言行なきも翻つて其形面上即ち心中を察すれば毫も改悛の實なき囚人等を指したる者なりと信ず

一概して狡猾譎詐に富むは囚人の通例にして容易に之を信するときは常に彼等の爲めに欺騙せられ其輕侮を受くるは必然にして最も注意を要すべき事なるも時としては囚人の言行に信用を措くも亦遇囚の秘訣なり囚人をして看守を信用せしめんと欲せば看守先づ囚人を信用せざる可らず而して彼を信ずれば即ち彼をして自己を信せしむるの手段にして囚人をして一種の信念を抱取るべき處なきにあらず亦以て幾分の比すれば固より同日の論にあらず其取るべき處因て以て感化の術を施すの端緒なりとす

一必罰は信賞と竝べ稱して治獄の要件なり囚人巧に僞善を裝ふと雖も看守の眼光の及ぶ處一點の非行も發見するあらば寸毫も假借せず之を罰せざる可らざるは勿論なり然るに看守にして僞善者に對し未だ其非違の言行に顯はれざるに先ち一々其心裡の眞相を看破し或は猜疑し或は輕侮し彼れは慣習犯なり何ぞ改悛の實あらんや此れは惡漢なり固より僞善を裝ふに過ぎず等の觀念態度を以て之を冷遇するあらば囚人は遂に失望憤懣して自暴自棄に陷り僞善は變じて眞惡となり暴言亂行至らざるなく結局第二課の厄介物を現出するに至るは必然なりとす

一故に看守は右等の囚人に對しては最も愼密沈重充分の注意をなし縱ひ其眞情を洞察し居るも決して之を表面に顯はすべからず彼れ益僞善を裝へは我益之を信用し百方賞讃の意を示し唯に本囚のみならず延ひて父母兄弟の名望位置等に至るまで苟くも本囚が名譽とするに足るの事柄は細大漏さず機に臨み時に乘じて之を稱揚するの方針を取らば惡漢なりと雖も賞譽せられて怒む者あらんや優遇せられて怒る者あらんや萬般滿足の極非行を爲すの餘地なく莊苒日月を經過するに從ひ始めは一時欺瞞的の主意に出たる者も已むなく知らず識らずの間に豹變して眞の善良者となり後には賞表授與の恩典にも浴せしむるに至るへし事此に到ては彼も人なり木石にあらず幾分か恩遇に感激して益眞に行狀を愼まざる者あらんや是れ世俗の所謂嬶から出た眞にして這般の消息人情の機微に渉り斯道に志す者の考慮千番を要すべき處なり之を卓上の理論として言ふにあらず實際に適用して効果ありと信ず

一前項の遇囚法にして果して克く實際に之を適用するを得ば放免後眞心の改悛者として社會の良民に復歸せしむる能はざるも監獄内に於ては行狀善良の囚人として刑期間を無事通過せしむるは得て望むべきことなりとす

一本監の囚人某の如き優遇の結局賞表授與の恩典に浴し遂に良心に刺戟せられ自ら欺くに忍びず本名を白狀するに至りしにあらずや本囚が謹愼の行爲の果して眞僞の如何は暫く別論に附するも僞名を自白せしは掩ふ可らざる事實なりとす

是を本案旨趣の適例として此に引證するも或は失當の譏は免るゝあらん乎

○奉天より　河本吉次郎

左の一篇は長崎監獄休職看守河本吉次郎氏より彩野典獄へ寄せられたる信書の一節なり今回同典獄より披露せよとて寄せられたればこゝに掲げて參考に供す、朝夕軍務に奔走せる身の容易に得られざる寸暇を得て清國監獄を觀之れが報道せられたるの勞を謝す

（前略）一昨日公用の爲め奉天城内ある差遣を被命寸暇を得て清國監獄或る一部を實見仕り此儘御報申上候

一、監獄構造は普通一般人民の家屋と同樣稗稈及瓦を掩ひ周圍は土壁（高さ一丈位）にて築き其上に柚木（高さ二尺位）の如きいぎあるものを積載し以て脱獄の豫防を圖るもの、如し

一、門衛看守は一見之れと目擊する能はず我等無言通過するも敢て咎めざる而已ならず人民も來遊し居るもの、如く數人群集し木製の腰掛を備ゑ其上に掛るあり座するあり横臥するあり喫煙するあり或は飲食物を購て飲食するあり實に其體裁見るに忍びざる次第に候

一、囚人服裝は色別の差なく一般人民と均しく先づ工場に到るに一種異樣の臭氣紛々として鼻を衝く工場及寢室との別に設備なく寢室の外庭（雨覆なし）を以て工場となし其周圍の棚は至極粗略にして高さ一丈の丸木を以て距離凡そ八寸平均に建て充分身體の出入を得外柵の中央に高さ六尺幅三尺の戸扉あり常に鐵鑰を施し該戸の中央に一尺角の食器入口あり工場中地上に佇立するあり座するあり裸體あり就役するあり不就役あり足鐵を施したるあり戒具なきあり縱二尺厚さ二寸の木板に二個の穴を穿ち其中に兩足を入れ而して鐵鑰を施したるあり

一、作業の種別は糸繰及び眞田縫帶の二種とす強て科程あるもの、如く認められず之れが監視するものもなし重罪に限り戒具を施し而して就役せしめ輕罪は全く不就役にして殆んど自由勝手の如く喫煙するあり喫食するあり未だ自炊するあり座するあり佇立するあり全く働作一樣ならず就中談話最も甚敷他人來監するものあらば直にして接近し頻りに煙草を貪り或は談話を試むる抔實に不紀律のものに候

一、囚人へ差入物は物質の如何を問はず又接見者男女老幼は勿論一時に何名の定員もなく許可しあるもの、如く別に接見室の設備なく接見者及囚人は外庭の相方より倚り而して接見し之れが立會の者もなく又時間の制限もなきもの、如し

一、衞生の何物たるを存知せざるもの、如し是れぞ一點の注意せしものと認むべき事項更に無之就中甚敷は衣服の汚染及身體の垢染勿論圊廁の設備なく實に眼も中てられざる次第に候

一、拘置監及處罰執行室炊事場女監及倉庫等の別に設備なく勿論罪質區分初犯再犯以上との區分もなし又襟番號及賞表の縫着もなし就中至極妙に感せしは拘置監の設備なくと女囚未丁年及幼年囚を見ざるものに候

一、構内は官舍の設置あり官吏は勿論家族共に居住するものにして小兒の如きは囚人に接近し自由自在に談話を試むる殆んど一家同樣の感あるもの、如し

一、死刑者は斬首にして斬首前死臺に上るや商品（饅頭屋なれば饅頭）を眼前を三回廻はし了ると同時に執行する由豫て清國人より聞及び居りしも未だ構造及實行を見ず

右の通りに御座候其他獄則及取扱方等尋問せんとせしに清國巡査及看守にして十中の七八人は文字を不知相互間に單簡なる日用語は通ずると雖も訊問とか或は法則抔は全く言語通せず乍併一日間獄内に滯在せば彼等に對する取扱方及食餌の分配等豫め察するを得るやも難計候得共何分寸暇の事とて要領を得ず遺憾此事に御座候右は略儀ながら實見せし儘御報告申上候拜具

○貴族の監獄參觀

冷骨

監獄は世のさまうつす鏡なり
大宮人はいかにみつらん

統計

○明治三十八年七月末日現在全國囚人刑名別表

（△ハ減）

刑名	三十八年七月末日現在 男	女	合計	同年六月末日現在 合計	三十七年七月末日現在 前月ニ比シ増減	前年ニ比シ増減
無期徒刑	一、一五一	七八	一、一五八九	一、一五〇	九	一一
有期徒刑	三、四三八	三四一	三、七七二	三、七四〇	三二	六三
無期流刑	四		四	四		
有期流刑	一四		一四	一四		
懲役	三、一三一	四六五	三、五九六	三、五九〇	六	一四
輕禁錮	二		二	二		
重禁錮	二、九四三	三四三	三、二八六	三、二八〇	六	一四
輕禁獄	五		五	五		
五年以上	二、九八五	二〇三	三、〇八八	三、〇八〇	八	一四
五年未滿	七、二五〇	四二〇	七、六七〇	七、六四〇	三〇	四〇
三年以上	一、四六七	二一三	一、六八〇	一、六七〇	一〇	一二
三年未滿	六、〇五九	四三七	六、四九六	六、四六〇	三六	四二
一年以上	一、四一八	二一三	一、六三一	一、六二〇	一一	一二
一年未滿	三、八三九	三四二	四、一八一	四、一五〇	三一	三一
六月以上	三、八三〇	三四二	四、一七二	四、一五〇	二二	三一
六月未滿	三、七四四	三四二	四、〇八六	四、〇五〇	三六	三一
計	三、五九六	三四二	三、九三八	三、九〇〇	三八	三一
初犯	三、五九六	三四二	三、九三八	三、九〇〇	三八	三一
再犯以上						
計	三、五九六	三四二	三、九三八	三、九〇〇	三八	三一
拘留	三、五九六	三四二	三、九三八	三、九〇〇	三八	三一
科料						
計	三、五九六	三四二	三、九三八	三、九〇〇	三八	三一

刑名	三十八年七月末日現在 男	女	合計	同年六月末日現在 合計	三十七年七月末日現在 前月ニ比シ増減	前年ニ比シ増減
輕禁錮 一年未滿	六四	一	六五	六四	一	一
六月未滿	七九	一	八〇	七九	一	一
一月未滿	八二	一	八三	八二	一	一
計	三五七	三	三六〇	三五五	五	一
初犯	七五		七五	七五		
再犯以上	二八二	三	二八五	二八〇	五	一
計	三五七	三	三六〇	三五五	五	一
拘留	一六四五	一	一六四六	一六四五	一	一
科料	一七八		一七八	一七七	一	一
計	一六四五	一	一六四六	一六四五	一	一
總計	一六四五	一	一六四六	一六四五	一	一
再犯以上	一五〇六五	一	一五〇六六	一五〇六五	一	一
計	三〇九八五	二	三〇九八七	三〇九八五	二	二
總計	四六〇五三	二	四六〇五五	四六〇五三	二	二

○明治三十八年七月末日現在全國囚人罪名別表

（△ハ減）

官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害ス	三十八年七月末日現在 男	女	合計	同年六月末日現在 合計	三十七年七月末日現在 前月ニ比シ増減	前年ニ比シ増減
附加刑ノ執行ヲ遁ル	一四六	四	一五〇	一六八	△一八	△六三
貨幣偽造	五五		五五	八九	△三四	△一〇七
官印官文書偽造	八一	一〇	九一	一〇一	△一〇	△一〇
私印私書偽造	一、六一二	一二	一、六二四	一、六二〇	四	△一四
偽證	一、四四三	三四	一、四七七	一、四七〇	七	△一四
賭博	三一		三一	三三	△二	△一
謀殺	一、二一六	五四	一、二七〇	一、二八〇	△一〇	△一〇
故殺	一、五五九	一七八	一、七三七	一、七三〇	七	△一三
毆打創傷	一、〇七六	四三	一、一一九	一、一五一	△三二	△四二
墮胎	一、七九八	一二〇	一、九一八	一、八四〇	七八	△二二
猥褻姦淫重婚	二七九	三一	三一〇	三一五	△五	△五
誣告及誹毀	四七	一	四八	五一	△三	△三
竊盜（次ノ三項ヲ除ク）	二、六四五	八八二	二三、五二七	二四、三二二	△七九五	△一、六〇二

官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害ス	三十八年七月末日現在 男	女	合計	同年六月末日現在 合計	三十七年七月末日現在 前月ニ比シ増減	前年ニ比シ増減
附加刑ノ執行ヲ遁ル	一四六	四	一五〇	一六八	△一八	△六三
貨幣偽造	五五		五五	八九	△三四	△一〇七
官印官文書偽造	八一	一〇	九一	一〇一	△一〇	△一〇
私印私書偽造	一、六一二	一二	一、六二四	一、六二〇	四	△一四
偽證	一、四四三	三四	一、四七七	一、四七〇	七	△一四
賭博	三一		三一	三三	△二	△一
謀殺	一、二一六	五四	一、二七〇	一、二八〇	△一〇	△一〇
故殺	一、五五九	一七八	一、七三七	一、七三〇	七	△一三
毆打創傷	一、〇七六	四三	一、一一九	一、一五一	△三二	△四二
墮胎	一、七九八	一二〇	一、九一八	一、八四〇	七八	△二二
猥褻姦淫重婚	二七九	三一	三一〇	三一五	△五	△五
誣告及誹毀	四七	一	四八	五一	△三	△三
竊盜（次ノ三項ヲ除ク）	二、六四五	八八二	二三、五二七	二四、三二二	△七九五	△一、六〇二

| | | |

むるを得んと確信し舊友の助力と自己の奔走により八拾圓を得百方苦心の末熊本市西坪井町に荒蕪の地百坪許に古材を以て二間に五間の一茅舍を建設し名つくるに貧兒寮を以てしたるもの是れ其起源なり

貧兒寮創立後盛に熊本市に散在する貧兒を集め彼等を教訓し誘導し健全に強固に發達せしめんと晝夜を分たず全力を傾注せしが彼等の家庭境遇は卑陋亂脈を極むるを以て苦辛慘憺して教訓せし心裡の印象も一たび其家庭に歸り其境遇に接すれば僅ち雲散霧消するの不幸を蒙り塘林氏をして幾度が失望落膽せしむるものあり故に彼等薄倖兒を教訓誘導せんとせば先づ其父兄をして教育の忽諸に付すべからざるを悟らしめざるべからずとて毎月一回父兄談話會を開きしも放逸に流れし父兄のこと四五回の後は集會を怠る者多く遂に意の如く効果を得ざりしも氏の熱心なる勸誘に感動せる者漸く多きを加へ創立後月餘にして四十餘名を收容するに至り其一部は業を終れば家に歸るも一部は同寮に假寢の夢を結ひ翌朝其家に歸るものなり、而して元來維持の基本金あるにあらず負債を重ねて創立したるものなれば入寮者の增加すると同時に給與すべき書籍筆墨を始め石油の費用に缺乏を告ぐるに至れるのみならず貧兒の年齡に著しき差異あると性質の偏癖なると言語動作の野卑なると入寮の前後により彼等智識の程度の異るとは如何にして規則正しく教授し誘導すべきかにつき焦心苦慮しつゝありしに同窓の誼ある舊友四名は閑餘夜間の教授を補助することゝなり發展の端緒に就けり氏は勇氣以前に倍し九州日々新聞記者を訪ひ事業の一斑を語り親しく參觀せしめ記者の口と筆に賴りて貧兒寮設立の精神貧兒就學の狀況等を公表したりしかば大に社會の同情を博し貧兒の入寮を請ふもの日に增加し幾くならずして六十餘名になり教場の狹隘を告げしゝかば氏は事業と共に斃るゝの決心を以て我家を抵當として負債し更に二間と五間の教場と菎蒻製造場とを增築し教具を調へ次で教科細目日課を制定し生徒を男女二部に別ち學方の程度に應じて甲乙丙の三組に分ち教授することゝしゝ又實習科として男子は菎蒻製造、塵掃作り、罫紙摺り女子は雜巾刺をなさしむることゝせり、氏に非常の苦心と勞働を厭はす貧兒と共に菎蒻、塵掃、罫紙、雜巾類を荷車に積み或は籠を荷ひて各兵營に納め午後は學校の體操教授並に吾家の經營に從事するより彼等貧兒も其情に絆され毫も嫌厭の色なく殊に寒中に於て千個以上の菎蒻製造するには午前一時を過ぐるに至るも熱心從事せるは憐れにも樂しかりしといふ、超へて二十六年一月父を失ひ又母に棄てられ世にも賴りなき二名の孤兒より其悲慘觀るに忍びざるものあり乃ち寮内に引取り養育することゝせり是れ孤兒養育の起源なり爾來孤兒の入寮續々絕へず爲めに又も衣食に支へ筆墨書籍の給與に困難を感じたり茲に於て麥三升米一升五合の食料と醬油殼と豆腐糟を交へたる汁を副食物として纔に饑を凌れたりしが其の年六月軍隊の殘飯の拂下を受くることゝなり雨降る夕風吹く朝兒童を引連れ殘滓餘瀝を運搬し歸りて之れを洗流し再び炊爨し以て三食に充つることゝせり爾來再三再四斯くの如き同一の經驗を繰返し茲に明治三十四年十月一日同縣知事は肥後慈惠會なるものを組織し縣下の有志を勸奬し會員を募集し金壹圓以上を寄附する者を普通會員金五圓以上を寄附する者を特別會員とし基金三萬圓を募り以て慈善事業を行ふ計畫を立てたる末貧兒寮に交涉を重ね竟に肥後慈惠會に於て引受くることゝなりたり是れ貧兒寮の組織の一大變更なり

時勢の趨運に伴ひ貧兒寮は肥後慈惠會の事業に移りしも基金不足の爲め現在收容せる兒童の數を減少せざるべからざるに至れり然かも悲慘の貧兒孤兒にして救護を請ふ者は著しく增加し到底之れを收容救濟するの餘地なきに至りたるより遂に之れが救濟策として三十六年四月より貧兒寮に收容せる兒童の年齡十五歲に達せし者は悉く退寮せしむるの止むを得ざるに至れり今若し之を退寮せしめ彼等の自由意思に放任せんか多年苦心慘憺して矯正したる心緒は亂れて麻の如く或は路頭に迷ひ或は罪科に觸るゝの悲境に沈淪するなきか測り知るべからず幸に性行善良なる者は自活の途に就き得るとするも不具廢疾若くは惡癖ある者は忽ちにして境遇の變化より誘惑に抵抗し得ざるに至らんと

す氏は袖手坐視するに忍びず退寮者亦自ら省みるところあり相謀て自活團の名稱の下に獨立自營の道を講せんことを企畫し氏を以て團父とし既設の農業部、手工部、行商部等業務の何れかに就きて勞働し自ら獲たる賃金を以て衣食するの決心を以て相共に責め相共に忍ぶことゝせり而して此等業務の經營擴張に要する基金募集のため或は慈善幻燈會を催ふし或は貧兒寮無限の熱血なる出版物を販賣し汎く慈善家の同情を乞ふの止むを得ざるに至れり

事情右の如くにして營々業務に從事し學業を卒へたる者は出てゝ諸方面の事業に身を委するに至れる者亦少からざるを以て更に同窓倶樂部なるものを設け同窓者に對する講話或は同窓出身實業團の計畫等を試み若くは現在の事業將來の希望或は各地に散在せる同窓出身者の消息を語り相互の親密と智識の交換とを謀ることゝせり

左に貧兒寮、自活團、同窓倶樂部の趣意目的事業の概要を重複を厭はず掲ぐることとす

貧兒寮

一、貧兒寮は無告の貧兒孤兒を收容して家族的敎養を施す所とす

一、貧兒寮は大詔の聖旨を奉體して實踐躬行するを以て敎旨とす

一、貧兒寮は左の事項に該當する貧兒孤兒を收容救育するものとす

(一)年齡五歲以上十三歲以下の貧窮孤兒

(二)同年齡の貧兒但し父兄疾病逃亡入獄等にて養育し能はざる者

(三)同年齡の惡癖ある兒童にして父兄ありて衣食を給與し得るも之れを矯正し能はざる者

但父兄に於て衣食費を辨ずるものとす

一、貧兒寮は育兒に對し家族として衣食敎具其他總てを給與す

一、養育年齡は十五歲までとす

一、維持費は皇室御下賜金壹萬圓の利子、救濟資金貳萬圓の利子、熊本縣補助金千五百圓、熊本市補助金百貳拾圓、慈善家月約贊助金及臨時寄附金等を以て充つ

自活團

一、自活團は貧兒寮の生徒にして每年年齡十五歲に達し退寮せしめられたる者を收容救護して自營自活の道に就かしむるを以て目的とす但し貧兒の不良少年にして他より入團希望者あるも基礎確定するまでは遺憾ながら謝絕するものとす

一、自活團は團生各自の志望に依りて各商業見習諸工場の職工、會社官廳の給仕小使等適宜其職に就かしむ又此等以外の志望者若くは不具廢疾及惡癖等ある者は自活團に於て適當なる事業を施設して營作自活せしむるものとす

一、自活團は在團生に自働自活の職業を與ふる目的を以て左の諸部を設く

農業部　手工部　行商部　慈善新報部

印刷部

但時宜に依り事業の增設改廢を行ふことあるべし

一、自活團は如上の諸部を維持經營するには同團發行の書籍を販賣して得たる純益金及慈善幻燈會純收入金、慈善家の寄附金等を以て充つるものとす

一、自活團は明治三十七年より向ふ十ケ年を期し基本金五萬圓を蓄積するものとす

一、自活團々生は自働自活を以て本領となすものなれば必ず團生自己の勤勞より成れる賃金を以て衣食することを入團當初　勅語の下に盟約するものとす

一、自活團々父及役員は貧兒寮家族的敎養の精神に倣ひ團生が將來結婚齊家するに至るまで善導保護の責任を負ふものとす

同窓倶樂部

一、養育部卒業出身者は每月(第一日曜日)倶樂部に集會し修身上の訓話を聽き或は各自の事業若くは將來の希望を述へ胸襟を披きて智識を交換し殊に德義の養成を勉め敎育の本領を貫徹すること

一、卒業出身者は自ら勤勉貯蓄するは勿論後進生にして學業に特志なる者は之を助けて其目的を貫徹せしむることに勤むること、依て適當なる實業團を興すこと

一、相互の希望、目的及現下の境遇並に同寮の現

況等同窓者に報告するため相當の機關を設くること

一、前二項の目的を達する爲め差當り貧兒寮の起源及貧兒寮十年間熱血紀念錄を刊行し之れを汎く世に發賣し利益を得るの道を計り且つ各自勤勉を勵み、毎月應分の出金をなし銀行に預くること

一、卒業出身者は同寮設立の精神を體し協同一致直接間接に慈善事業に從事すること

一、春秋二回、肥後慈惠會教育部生徒及同窓出身者合同して大運動會を開くこと

因に貧兒寮收容兒童の最も多かりしは百五十名にして六月十六日記者訪れたる時八十四名なりし自活團々生出身者にして今回の戰役に召集せられたるもの十八名なりといふ、尙塘林氏の經營せる事業の狀況及苦心談頗る多けれは他日を期し傳ふることあるへし

雜錄

○白耳義の監獄制度（承前）

耕道生

十二　獄舍衞生

獄舍の衞生法は秩序的に之を整頓することを必要とするものにして永久的清潔に係るものと一時的清潔に係るものとありこの衞生的觀念の秩序については衞生雜誌に於て數之を論じたることあり傳染病の發生時の如く平時に於ても同一の清潔を行はざるべからずと云ふに至つては稍々躊躇する所なきにあらず故に非常若くは補助法の規定を要せざるべしと雖も亦多少の方法を定めざるべからず監房内には毎日隈なく之を拂拭し就中床板の蠟塗なるときは可成多量の水を浸して拂拭することなく病監の室内に於けるも亦同し若し多量の水を用ふるときは床板の表面に浸み込みたる丹毒に因て創傷者、外科患者、産婦等の如き往々其毒に觸れ不幸なる障害を感することあるべしまた室内の蘆瑛蛛網も毎日之を拂ひ落すを要す

炊事場及洗濯場の器具、浴盤、煖爐、喞筒、瓦斯燈計は清潔滑澤に拂拭洗濯し特に器械の保存及其運轉力を減殺せざるよう最も之に注意すべし强力なる通風管は絕へず室内の各部を清凉にし廉價にして有效なる納凉器なり空氣の流入を止むるを恐れざるは先づ空氣を攘ひ出すを要すればなりアレーが云ひし如く萬物が吸收する自然の强壯劑たる空氣は萬壌無絕に流通する者にして寸時も缺くべからざるものなれば其惡變したる空氣中に沈淪し囚人をして衰弱苦死せしむることなく其貴重なる空氣を害用濫費せざらんことを望むと吏員の健康に對しても之と同樣にして古參看守の多數が往々貧血症狀に陷るものあるを認むるは概ね清鮮なる空氣の缺乏に因らざるはなし四季中に於て特に夏期は毎日强力なる薰蒸を以て室内の各部を洒清せざるべからず今ま其薰蒸法を示せは即ち左の如し

（譯者曰　白國當時の消毒藥は直時醫家の發明に係るものに比すれば其效驗著しからず既に不用に屬するもの少からざるべしと雖も其消毒執行の繁瑣なるに至ては尙大に改良すべきなきにあらず故に茲には只原文のまゝを譯出す讀者幸に諒せよ）

海鹽百四十二グラムと過酸化滿器百七グラムを皿に入れ十分なる水を加へて揑廻はし之を乳となし之に二百五十グラムの硫酸を注入して薰蒸するものにして其分量は室内の廣狹により增減あり此法はロクトル、コーッセーの醫事報告に依るものにして一般に行はる徐々繼續して瓦斯を昇騰し呼吸器に障害なきものとす其薰蒸を行ふには一人の掛員が右手に容解乳を盛りたる皿を載せたる板を持ち順次に各室を馳せ廻はり其薰蒸力の衰へんとする毎に硫酸二三滴つゝを注ぎ足し其効力を適度ならしめ數場及數誨堂の如き多囚を集むる場處には其都度この法を行ふものとす

若し傳染病患者の住する室内に係るときは左の薰蒸法に依るものとす

敷石の拂拭は格魯兒石灰水、剝篤亞私水、格魯兒過酸化滿器、を用ひ或は巾廣き皿に格魯兒石灰と鹽酸格魯兒水素酸、醋酸又は硝酸と薄葉錫と硝酸鹽酸とを盛り硫黃又は硫黃を塗りたる火繩に點火し其後に歇諾兒酸

に含みたる炭素を吸收し吾人を害すべき分子を削弱ならしむるものなればなり

下水管と雨水管の浚渫は一週間に一回とし石灰乳に剝篤亞私水一サンチェームを加へたるを用て消毒し水管より排泄したる汚水は即時に之を園圃に撒出して埋窪すべし猶ほ適當の排水法を用ひ其汚水を遠方に放流し臭氣を發散せしめざるよう設備せざるべからず

肌衣は先つギニイトンニエーの薫蒸法を行ひたる後之を石鹸水に浸し其浸し方は半日間冷水中に浸し之を熱湯に投し一時間沸騰せしめ後清水に浸すべし患者の肌衣は別に之を洗濯すべし汗染を以て患者の肌衣は歇諾兒酸水を注きて二三時間沸湯中たる肌衣は歇諾兒酸水を注きて二三時間沸湯中に投し之を石鹸水に浸すべし死亡若くは全治に因て病監を退出したる者ある時は其都度總て肌衣、着服、寢具、臥褥用毛布等に消毒を施して洗濯し專ら傳染の豫防を主とするも可成破壞毀損せざるよう取扱ふべし患者の起臥したる室内其他の場所は悉く前一項の石灰抹に歇諾兒酸一リットルの四分の一を加へて溶解したる石灰乳を反射の下に眩瞑を惹起し視管を障害するの恐あればなり

馬車馬の如き家畜的動物を飼養する掛吏員は嚴重の豫防を爲し廐舍の如きは特に其清潔の維持に注意すべし

獄舍衛生とは少しく異なれども茲に注意すべきは囚人の移轉に用ゆる押送馬車の如きも亦其乘用の都度十分に消毒を行はざるべからず若し之を不潔に放置するときは寄生蟲又は疥癬等を傳播するの恐あればなり

前に枚擧したる所に依れば分房監獄に於ては傳染病流行の時には完全なる豫防法を毎日施行せざるべからず千八百六十六年虎列剌病の一般に流行せし際ルーベンの町内に於ける避病院には五ケ月間に二百餘名の患者を收容し其半數は死亡者の籍に入しが該監獄に於て一人の患者なく其侵襲を免れたるは全く其清潔法の周到なりしに因らずんはあらず傳染病類別表によれば自國監獄に於ては肺癆を第一とし次に室扶私熱を多數とす獄舍の完全空氣の清鮮普斷の清潔か監獄衞生の上に如何なる注

水を撒布するものとす

猶は左の薫蒸法をも用ゆることあり

室内と窓口を閉鎖し室内の廣狹に從て前項の歇諾兒酸を大匙にて一二乃至三匕を赤かくならざるまでに熱したる平面の鐵皿に拯ひ込みて直ちに出入口を鎖して退出すべし翌日も亦如此するときは室内を清拂することを得べし

共用大便所は毎日鐵硫酸鹽酸、歇諾兒酸を以て消毒し之に前一項の溶解乳を注入すべしまた共用小便所は毎朝掻廻はして瓦斯爹兒の凝着物を除去したる後歇諾兒酸水又は格魯兒石灰水を以て之を洗濯すべし

各建物の周圍には糞土又は不潔物を停留せしめず何時にても迅速に下水又は潦水の浸入を防くの用意を爲し置かざるべからず

階上室、窖室及空房は常に空氣に塗みり風通しを善くし充分に内部を清掃すべし否らざれば健康上他監に障害を及すに至るべし

糞舍の間に開闊せる空地には灌木を移植して生茂せる細草を芟除すべし蔚蒼たる植物は空氣中

以て之を消毒撒布し病監の便所に少なくも一ケ月に一度前四項の供用便所と同一の藥液を以て之を消毒すべし

この時代に於て下水管の普通浚渫は地上に敷きたる臭氣扳の大通氣管の掃除と同時に之を行ひ最も其清潔に注意し蒸發氣管及武力管の如きは其保存を强固にする爲め滓灰を施し配水の爲めに設けたる貯水所、屋上の煙突分房の臭氣を扳除する除臭管、便所の糞尿排泄管は少なくも三箇月に一回之を掃除し分房の内部ぱ毎年春期中に室内運動場及其他の場處は必要を認むる毎に之を塗り換へ四壁の塗色、壁、板、裝鐵、壁面の彩色は必要に應して其經過中の年度に塗り換へ汚損又は破毀を生したるときは即時に塗り換ゆべきものとす壁を塗り換ゆるときは先づ其壁下地を薫蒸法によりて清掃し塗り上げたる後石灰乳に格魯兒剝篤亞私水一サンチェームを加へたるを以て敷石を洗濯すべし外部の壁面は之を塗換るときは高價の費用を要するのみならず全く無益にして有害なることあり何となれば光線の

べからざるの事實なりと斷言することを得べし

○北遊雜記（二）

進藤正直

▲監獄本位　樺戸監獄所在地月形村は月形典獄が開山たるの紀念として其氏姓を名けしもの、此事實は既に其土地と監獄との特別關係を說明して餘りありと謂ふ可し、現に同村小學校約四百人中監獄官舍の兒童は實に其過半數を占む、即ち月形村の監獄町たるは是れに由るも容易に推想し得る處にして、所謂監獄本位の雜有味は余今回此地に於て初めて之を味ふるを得たり、歸來某高官蹴に曰く君は樺戸に行きて土下座を見たるかと、蓋し開監當時の典獄は司法及行政の事務をも兼掌し、其權勢の大なる殆と殿樣たるの觀あり內地人の到底想像も及はさる處にして、歷史的關係は今尙無名の長官然たるものあるを諷刺されたるなり、されは今日の北海道は三十年前の北海道に非す此別天地獨り昔日の如くなるを得んや、村人も成長せり、監獄讀美の聲又漸く其大を失はんとしつゝあるは蓋し當然の情勢たりと雖も、今や偶然にも此情勢をして一變せしむ可き機會は到れり、現典獄長屋氏が精力ある計畫と熱心なる盡力とに依り今將に遂成せんとする疏水道は實に石狩郊原の一大福音にして、愈々開通の曉は其餘惠に依り幾千町歩の荒野は忽ち開拓せられて此にも前途有望たる新天地を見るに至らん、而して長屋典獄の芳名が恰も月形典獄のそれに於けるよりも一段の光榮を以て疏水と共に後世に傳へられ且つ該監獄は益々難有ものとなる可し。

▲假裝警部　アイヌの成年男子が皆美髯を蓄有するは人の知る處、而して彼等は實に其髯の美なるのみならず其髭鬚も亦實に美なるものあり、余今回紀念の爲め戲に其會長を語らひ假裝警部と爲し用意の寫眞機もて一行數人と共に撮影せしが其美髯美髭美鬚の軀幹の長大容貌の魁偉と相俟て風采頗る立派なれは何人も一見其正體を看破するは困難とする處、而して一行の面々は皆是れ無官ならぬ無髯の太夫、其對照が恰も大人と小兒の如く余等亦思はぬ處に器量を下げたるも可笑し、蓋し美髯はアイヌ種族の特徵にして又實に其特美なるもの、若し夫れ彼等に籍すに吾が司獄官の劍と帽とを以てせんか、其威嚴の備はれる無髯の人ならざるも亦蓋し美望に禁へざるものあらん

▲一種の名譽刑　彼等は又其髭髯を太切にすること實に吾人の想像外にして之を剃除するが如きは生命を捨つるよりも難する處なり、蓋し剃髭は古來彼等が不文法上最も重き制裁の一たり、而して此制裁に附せられたるものはそれと同時に其共同生活より排斥せらるゝの慣習なりと云ふ、思ふに強制的剃髭に由りて迷惑痛痒を感するもの豈に獨りアイヌのみならんや、現に今回某監に於て懲罰執行猶豫中の一囚人（新聞記者、官吏侮辱、重禁月）ありしが、偶々其犯行を聞くに彼は職業上の理由に依りて豫て哀訴する處ありたるにも拘らず、愈々確定の際彼が多年交際上の唯一武器とも賴める美髭はあはれ無情なる理髮夫の手もて剃除せられたり、彼は愛惜の情に堪へざるもの、如く忽ちにして又憤懣措く能はず、監獄則の規定上典獄に剃除の權を附與せられたるは髯と鬚の二者に限り

意を要するかは之をルーベンの實例に鑑みて益々其愼重を加へざるべからず

年報一　拘禁人員と死亡者の比較

千八百六十六年十一月十五日ルーベン監獄典獄の報告に係る三周年報の第二年報によれば身幹長大なる男囚は倭小なる男囚に比するときは稍々長壽を保つものと說明せり今ま該監の開廳以來千八百六十年十月一日より七十四年十二月三十一日に至るまで其死亡者の統計を揭ぐれば左表の如き事實を示せり

各囚人身長	各拘禁人員	死亡數	比較人員	死亡者割合
一、六五以下	一、七六九人	五一人	一三四、六八	一人
一、六六以上一、七五	二、一八五	五五	三九、七二	一
一、七六以上一、八五	三六三	八	四五、三七	一
一、八六以上	六	〇	四、三二三	〇
總計	四、三二三	一二四	三七、九二	一

千八百六十五年シーエッチ、デッケン氏は通常人の身長に關する統計を公にし長身の男子は長命を保つものなることを論じたり今ま監獄に於て發見したる事實も亦氏が考覈の結果と全く同一の傾向を示したれば長身者の長命なることは殆んど動かすべからざるの事實なりと斷言することを得べし

○北遊雜記（二）

進藤正直

▲監獄本位　樺戸監獄所在地月形村は月形典獄が開山たるの紀念として其氏姓を名けしもの、此事實は既に其土地と監獄との特別關係を說明して餘りありと謂ふ可し、現に同村小學校約四百人中監獄官舍の兒童は實に其過半數を占む、即ち月形村の監獄町たるは是れに由るも容易に推想し得る處にして、所謂監獄本位の雜有味は余今回此地に於て初めて之を味ふるを得たり、歸來某高官蹴に曰く君は樺戸に行きて土下座を見たるかと、蓋し開監當時の典獄は司法及行政の事務をも兼掌し、其權勢の大なる殆と殿樣たるの觀あり內地人の到底想像も及はさる處にして、歷史的關係は今尙無名の長官然たるものあるを諷刺されたるなり、されは今日の北海道は三十年前の北海道に非す此別天地獨り昔日の如くなるを得んや、村人も成長せり、監獄讀美の聲又漸く其大を失はんとしつゝあるは蓋し當然の情勢たりと雖も、今や偶然にも此情勢をして一變せしむ可き機會は到れり、現典獄長屋氏が精力ある計畫と熱心なる盡力とに依り今將に遂成せんとする疏水道は實に石狩郊原の一大福音にして、愈々開通の曉は其餘惠に依り幾千町歩の荒野は忽ち開拓せられて此にも前途有望たる新天地を見るに至らん、而して長屋典獄の芳名が恰も月形典獄のそれに於けるよりも一段の光榮を以て疏水と共に後世に傳へられ且つ該監獄は益々難有ものとなる可し。

▲假裝警部　アイヌの成年男子が皆美髯を蓄有するは人の知る處、而して彼等は實に其髯の美なるのみならず其髭鬚も亦實に美なるものあり、余今回紀念の爲め戲に其會長を語らひ假裝警部と爲し用意の寫眞機もて一行數人と共に撮影せしが其美髯美髭美鬚の軀幹の長大容貌の魁偉と相俟て風采頗る立派なれは何人も一見其正體を看破するは困難とする處、而して一行の面々は皆是れ無官ならぬ無髯の太夫、其對照が恰も大人と小兒の如く余等亦思はぬ處に器量を下げたるも可笑し、蓋し美髯はアイヌ種族の特徵にして又實に其特美なるもの、若し夫れ彼等に籍すに吾が司獄官の劍と帽とを以てせんか、其威嚴の備はれる無髯の人ならざるも亦蓋し美望に禁へざるものあらん

▲一種の名譽刑　彼等は又其髭髯を太切にすること實に吾人の想像外にして之を剃除するが如きは生命を捨つるよりも難する處なり、蓋し剃髭は古來彼等が不文法上最も重き制裁の一たり、而して此制裁に附せられたるものはそれと同時に其共同生活より排斥せらるゝの慣習なりと云ふ、思ふに強制的剃髭に由りて迷惑痛痒を感するもの豈に獨りアイヌのみならんや、現に今回某監に於て懲罰執行猶豫中の一囚人（新聞記者、官吏侮辱、重禁月）ありしが、偶々其犯行を聞くに彼は職業上の理由に依りて豫て哀訴する處ありたるにも拘らず、愈々確定の際彼が多年交際上の唯一武器とも賴める美髭はあはれ無情なる理髮夫の手もて剃除せられたり、彼は愛惜の情に堪へざるもの、如く忽ちにして又憤懣措く能はず、監獄則の規定上典獄に剃除の權を附與せられたるは髯と鬚の二者に限り

髭に就ては剃除するもせぬも吾等四人の自由なり然るに監獄が強制的剃髭に由りて余に今一種の名譽刑及一種の體刑を科せるは不法なりと絶叫し、其結果看守看守長等に對し暴言を吐きたるものなりと云ふ、事實果して然りとせば其情狀寧ろ憫諒す可きものたるに似たり、蓋し該囚抗辯の當否は余の今預り知る處に非すと雖も、亦多少考慮の餘地なしとせんや。

▲人情の弱點　巴港は流石に良き港なり、然るに余は今回三たび此地に出入せしが其都度一種不快の感に堪へさるものありき、他なし當地の警官殊に水上署の警官が時節柄にもあらんが人を見れは皆露探に非さるかを疑ふこと是れなり、蓋し開戰當時露探大檢擧を以て有名なる土地なれは爾來警察が其神經過敏となれるも亦無理ならす、且つ又現に戒嚴令施行地として特別取締上の必要もある可きが故に苟も疑はしきにあらは訊問引致無論の儀なりと雖も、只夫れ嫌疑なり、未た其實狀如何をも究むるに遑あらすして率然露探視するの癖あるに至ては不都合も亦甚しと謂ふ可く、現に余の如きも不幸其災厄に遭へるもの丶一人なるが閑人はいざ知らず苟も身に一個の用務を帶ひたる旅客にてもあらんか其迷惑想ふ可く爲めに或は恢復す可からざる損害を蒙る場合亦之なしとせす、誠に危險至極の沙汰にして責任の有無は兎も角吾人は之を警察の威信の爲めに甚だ遺憾とする處なり、然れとも此の如きは蓋し人情の弱點に由るもの豈に啻に一警察官署の事のみならんや、乃ち吾が當局者亦宜しく此に鑑み遇囚上殊に違令犯行の摘發に際しては特別其注意の太切なるを覺ゆ。

▲靈驗神妙　忘れもせぬ七月二十日巴港と最後の左樣ならに於て出帆時間切迫に付不得止無切符のまゝ解舟を飛ばして乘船せり、多少の面倒は覺悟の前なりしが果然割增金は徵收せられたり、忽ちにして又臨檢警官の訊問する處となれり、乃ち答辯の必要上先づ恭しく公用名刺を呈示せりされど職務以上の職務に忠實なる彼は頑として顧る處とならざりし、訊問又訊問實以て意地惡くも小六つかしき取調を受け余も實は少しく癪に障りたれど此場合下手に引致などせられては身の一大事なりるに至ては不都合も亦甚しと謂ふ可く、現に余の

あゝ救急の妙案もがなと苦心の一刹那、天祐なるかな機轉に富める事務長某氏の注意に依り決然一奇策を應用せしに其靈驗神妙、今まで鬼面の彼は何時の間にか笑顏の菩薩と化せり、斯くして大難を小難にて免れ得たるは眞に余の僥倖なりし、嗚呼開港地の○○は流石に文明的なるかな余は今回偶然の機會に依りて之を實驗し感慨久しからざらんとするも得ざりき、去るにても同人社會には所謂文明的なる劣等動物が唯の一疋と雖も生息せざるを信じ且つ私かに安心せんとするものなり

○西南見聞錄（一）

香川生

此度は九州地方の監獄を視るの機會を得て各地の僚友諸氏と會合し獄務上の御意見も聽き御取扱の方法をも視察に傍ら土地の風俗習慣の一班をも知ることを得たのは偏に僚友諸氏の指導の賜でありまして深く感謝いたします

當初出張を命せられたのは福岡、三池、熊本、鹿兒島、佐賀、長崎、沖繩の七監獄でありまして六月五日豫定の積りでありました、ところが六月二日には御承知の通り中國の西部から南海四國へかけて近來稀有の大地震がありまして中にも廣島は其焦點で被害の程度が甚しく工場土塀の破損少からぬと云ふことで其狀況調査のために先づ以て廣島へも出張することゝなつた、出發の日も一日繰上げ六月四日にいたしました、晝夜兼行の汽車中の奇談就中失策談もありますが、省略いたしまして廣島着後廣島監獄被害の狀況を述ぶることゝし順次九州地方の談話をいたします、因人處遇の狀況監獄事務上の取扱等の話を聞きたいと申越した人もありますかそれでは兎角妄評や偏見を逃ぶることになるから差控へまして沿道地方で見聞の事實を報道するに止めます、併し至て多忙の旅行でありまして毎日八時より五時若くは六時迄は午後八時まで監獄に居りましたから、地方の狀況を調べる暇はないのでありますから興味少きことなから少しく御話いたします

◎廣島監獄の震災の爲めに被りたる損害に就ては既に各監獄に通知もいたされ又監獄協會誌上に掲けてありますから御承知のことでありますが話の順序として大體を簡單に御話いたします、廣島監獄は明治二十一年度?に建築になりましたので監獄の外圍は人造石土塀で全體は木造でありますが尤も拘置監の一部分は煉化石でありますが其木材は實に堅牢にして組合せも完全でありますし工場は監房に比較すれは脆弱でありますし併し他の監獄の夫れと劣るものとも思ひませんが間口が長く寧ろ長方に過くるものと思はれます從て地震の被害を蒙ることが甚しかつたのではありますまいか工場は十四工場一棟が全部倒潰して一名の看守と九十名の囚徒は地震の爲めに捕虜となつた、凄しき崩壞の音響に休憩中の看守數名駈付けた時には九十名の囚徒中難を避けて彷徨する所ろを知らざるもあり壓迫せる木材瓦礫を排除して潜り抜けるもあり這ひ出すもあると云ふ有樣慘憺悽愴は言語の形容し得る處ではない、加之潰れた工場から避難しつつある囚徒も其他の囚徒も震駭の念未去らざる中に二たひ三たひ震動すへきかと不安と恐慌に驅られたが、幸に二回より六回までは微震であつたのと典獄始め各吏員は災害の豫防手段を施すと共に警戒を嚴にし且つ囚徒の精神を平靜に鞏固にすることに勉めたる結果囚情も平穩に經過することを得たのであります、之れと同時に一面には死傷者の收容、看護、施術に奔走盡力したので不安恐怖の念も舊に復したのであります、此十四工場の全潰れの爲めに一名の看守と一名の囚徒は敢なき最期を遂くるに至つたので洵に悲慘の極唯々氣の毒の至りで遺族の悲嘆察入るのであります、負傷者は十九名、それから十六工場の囚徒の負傷が五名である、十六工場は倒れたのではありません、倒れぬで負傷者を出したのは妙な感しか起りましようが之れは第一回强震のあるや工場の囚徒を避難せしむべく工場の外に出した、處が出すと同時、間一髪を容れさる瞬間に於て其工場と工場外の通路との境界となつて居る土塀が倒れたので壓迫せられて難を避けつゝ却て難を被つたといふ始末であります、勿論突嗟の間でありましたけれども檢束

看守の指揮に遺算はなかつたといふことは現場を視て疑を挟まぬのであります、避難せしめるには是非其土塀の一部に設けある戸を開けねばならぬから其難を避けしむべく其場所に往ける一刹那偶然に土塀の倒れたのであつた寧ろ工場外に避難せしめず工場に居つた方が避難になつたと事後に思合したのでありますが、事實其場合に遭遇しますれば工場外に出すが宜いか工場に止まつて居つた方が宜いか判斷し得るものでない誰れも其場合に於て避難せしめよふと思ふならば工場より出すといふ手段を操るであらふ、で萬一の參考の爲めに付言するのであります

建物の損傷は前號協會雜誌に載せてあります通り全潰半潰或は傾斜等工場は先づ滿足のものはないと申しても過言ではない、監房には工場程の損害はないが或部分では柱と鴨居、鴨居の繼目の離れて下かつたが爲めに監房の扉の開かぬ箇所があり壁の落ちたる板の剝れたるものもある、土塀の倒れたるものは少くない、監獄表門前の通路から丁度西北より東南の方位に亘りて搆内に龜裂を生した監房床板の下部監房前のタヽキ抔に五分乃至一寸幅の龜裂を生した一寸幅の龜裂といへはなかなかの强震であつたことは推知せられます、工場崩壞當時震動の方向を聞くに十四工場は東西に長く建つて在りますか震動は南北左右に搖り天地に上下した、それで右より左に搖れると其途端に左の壁が落ちる、左より右に搖れると右の壁が落ちるといふ工合に數回も左右に動搖して最後に上下に動搖したので屋根が眞直にドン〳〵落ちた、故に十四工場は一方面に倒れたのでなく壁は左右に開き棟梁は直下に落ちたのである、

不幸中の幸であつたのは前號所載の通り第十四工場は蚊張織、莞莚織が大部分であつたので之れに從事して居つた囚徒は地震の爲めに上から崩れ落ちる響きを聞くや各作業用の機臺の下に頭を突込んだ、實に機臺は落ち來る木材瓦礫を避ける要具となつた、工場全潰れとなつたに拘らず九十名の內二十四五名の死傷に過きぬといふことは比較的少數であつたのは機臺の賜であつたと申して宜いと思ふ、不幸中の幸とは此等の場合であらう、豫

め囚徒に注意したのでもなくドンと響くや前後も覺へず知らず身を機臺に隱したのであります、これも各監獄參考の一助になるであらう、それから十四工場には常に二名の看守が配置してあるのでありますが、一名は一寸工場より三十間許り離れたる休憩所に休憩中でありまして休憩時間が盡きるので腰掛より立ちかけると傍に休憩中の一人は今一服吸ふて行けと言ふので、爾ふだナーと煙草を煙管に詰めて吸はんとする時恰も受持の十四工場が倒れた、一名の看守は其れが爲めに壓迫されて即死したが、一人は休憩所で煙草を一服する寸刻を後らした爲めに厄難を免れたといふことである、

市中人家の被害程度は如何と聽くに大なる損害はない、此度の地震は廣島縣の吳港を中心として西北東南に及ぶといふことで吳市には人家の被害も輕からぬ趣に聞及びましたが廣島では吳よりは遙に損害も輕いといふことでありますが唯廣島市街の東南の方角に當る宇品港就中宇品町幸通に近來建築した家屋の潰れたものが多いとのこと併しこれは以て宇品町は被害が多いかつた從て震動を感したことが強かつたのであると續繹的に合點する譯にゆかぬ、と申すのは宇品は日清戰爭の當時も今回の日露戰爭の現時と同じく船舶の出入が頻繁になり物資の取引が忙しくなる又兵士の送迎をする人も宇品に出かけるので廣島より宇品に通ずる道路の兩側に急速に矮小な粗末な家屋を建築して物品の賣買をする、詰り家屋の少いに乘して急に建築して人に貸し又は商賣上自ら取引に必要なる丈けの家屋を造りて纔かに夜間は家族又は雇人一人位を留守番に置き自分の家から朝に往き夜更けて復歸るといふよふなことで、ほんに一時凌ぎの間に合せの家が澤山にあるのであります、斯樣な家屋が澤山に地震の爲めに崩潰したので普通住居に充つべき家屋として建てた家屋の損害は僅かであります、故に宇品は地震が强かつたと云ふ例證にはならぬが兎に角被害は夥しいと謂ひ得るのであります、尤も廣島でも庭の植木鉢とか石造の手水鉢等の倒れたのもあり其他家屋倉庫の壁の剝かれたのは少くはない、私の實家も壁が剝かれた趣であります、一時は人心惴々措く處を知らずであつた、而かも尙餘震あらんかと憂慮しつゝあるに市役所からは、地震の爲めに火災を出してはならぬから夜分は燈火を消す樣にせよと注意したとかで、市民は却つて地震がある豫報であるかの如くに考へ、夜に入つては燈火を消し又は燈光を小さくし、スワといへば消す樣に用意する、彼是する中に誰云ふとなく今夜十二時頃に强震があると彼處此處から傳へられる其出所は誰人か何所か薩張り分らぬ、分らぬけれども申合せた如く我身大事と用心する、中には家の前又は河の堤へ吳蓙や蓆を持出して家族相集りて豫め地震難を避けつゝあるといふ有樣で明皎々の天地は黑闇々の世界の如き觀を呈したといふことであります、午後十二時も過ぎ一時が經ちても其徵候がないので一先づ我家に復へつたのであります、ところが後に聞けば十二時に慶うの慥うのといふことは毫も根據のないことて一の流言に過ぎぬ、其流言は誰が發頭であるかと段々詮議をして一漁夫の放つたものと知れて警察署は其者を處罰したと判然して後では滑稽話になつたといふことであります

のあるもので此等は甚だ宜しくない

監獄では復舊工事を急速にせねばならぬ、囚徒には作業を課せねはならぬし一方ては傷者を治療せねはならすといふ譯て各職員の繁忙は一と通りてなく實にお氣の毒千萬に存しました九州地方よりの歸途一日同地に滯在して復舊工事の進行の程度を視たのでありますが災害後僅少の日子でありまするし其上多少模樣替をする計劃もあり其復舊工事の準備としての工事もあつて旁繁多てあるに拘らず當局者は脚絆草鞋履て奔走せられますの一漸次に工事は進行し秩序立て參りますのを見受けました

平松看守の効勞に對しては吾々は忘却してはならぬ、全く自己は危險の位地に在ることを顧みず百雷の耳を劈くが如き間に於て囚徒を避難せしめつつ落ち來る梁に壓迫せられて瞑目したのであります、同氏は昨年九月看守を拜命した人で身を獄事に委ねて未日の淺いのでありますが、柔術劍術に秀てた人でありまするからですか平素より沈着恪

勤でありましたので一朝危險に遭遇しても態度が自若として周章狼狽することなく遂に其職務に殉れたものと思はれます、氏の如きは洵に自己の職務を以て献身的事業とした人と謂ふへしであると思ひます、此の功蹟は社會に對して誇るに足るへきものであります諸方よりも遺族に對して弔辭なり弔慰金を贈られまして同情を表せられたのも素より其所であります、聞けは同氏には妻子五六人もある趣て長男と申しても十二三の頑是なき時代で一層いちらしく思ひます斯樣な天災の爲めに而かも自らは避難せすして職務のために殪れると云ふか如き悲慘の事實は稀に見る所であるから出來得る丈け多くの同情を表せられることにいたしたいと思ひます、

震災の爲めに果敢なき最期を遂けた囚徒に對しても同情を失してはならぬ、彼れには遺族はないとのことであるから幾分か思ひ遣りの少い點はあるが……刑餘の刑、死刑を執行されたようなものである……惻憶の情に堪へぬ、それから重輕傷者二十有餘名もあるから監獄では充分に術を盡して一日も早く回復させることが肝要殊に中には癈疾にもなるであらうと思はれる者もあるが此等は出獄後自活の途を得ることは頗る困難であらうと思ふ、監獄では保護の方法を講せねはなるまい當局者も爾か考へて居られるし又爾か希望するのである、其他の負傷者に就ても其經過を家族に通知して安堵せしめ、或は公表して一般の參考とせられんことを望むのである、差支なくは其治療方法の概要を示されても宜しからう

同監獄震災の狀況に就ては震災の一兩日後に震災豫防調査會委員理學博士今村明恒工學博士曾彌達藏の兩氏幷に側候所職員の池上稻吉氏が實地に臨み視察されました趣であるから詳細のことは發表せられるであらうイヤ既に發表せられたかも知れぬ、でそれで御承知になるであろうから私はこれで擱きます

○精神病の原因と勞務時間

東京腦病院長たる後藤學士の七百八十五名の患者に就き精神的過勞を區別したる統計を聞くに左の如しといふ

勉强、苦學、試驗に因る者	百六十二人	處世上の苦心及ひ家族の不和に因る者	十五人
處世上の苦心及ひ家族の不和に因る者	六十二人	失敗落膽及ひ損失に因る者	二十五人
近親の死亡に於ける心痛に因る者	十一人	憤怒驚愕悔悟に因る者	三十五人
家政上の苦慮に因る者	五人	異性に關する苦慮に因る者	四十一人
業務に於ける苦慮に因る者	二十一人	自身の疾病を憂慮したるに因る者	二十一人
其他種々なる苦心に因る者			

尙は同氏は勞働休養時間は左の如くに定め嚴格に守ること最も必要なりと說けり

午前六時	起床、盥嗽、冷水摩擦、運動
午前七時半	食事
午前八時	勉强
正午十二時乃至一時	食事
午後一時半	勉强
午後五時	野外運動
午後六時半	晩食
午後七時	讀書其他
午後十一時	就寢

以上の如く睡眠時間は少くも七時間、休息運動食事の時間は少くも六時間、學問若くは業務時間を十一時間とせは可ならん教育當局者殊に未丁年幼年者の處遇に當る者採つて以て參考とすべし

○自殺者と阿片

臺灣に於ては近年著しく自殺者を增加せるより其筋にては自殺の方法に就き調査したるに阿片の服する者に多數の自殺者あり殊に阿片煙膏の服用よりは却て煙灰を服用する者に多し何故に煙灰を服する者多きかと云ふに蓋し煙膏は吸食特許者の外は容易に之れを得ること能はざれども煙灰は一旦吸收したる煙膏の殘灰なるを以て其賣買には煙膏の如き制裁なく何人にても容易に之れを手に入れ得るより自然多く濫用せらるゝに因る、而して實際煙灰は煙膏に比すれは其成分を減するも分析の結果に據れは煙膏に含む阿片成分は百分中約十一煙灰には百分中約五六分の阿片成分を含む割合な

れは其倍量を用ゆるときは煙膏と略ほ同一の効力を有するを以て自殺の目的に使用するに難からず之れが爲め其筋に於ては煙灰の取締に關し攻究中なりと云ふ

○臺灣監獄の作業と戶口調査

臺灣監獄の狀況に就ては手島事務官の談話を揭け報道せし處なるが今また同地よりの近信に據れば作業中臺灣パナマと稱する淡水帽は其原料たる林投葉の發芽期既に過きて苅取り精製するも灰色を帶ふる等のことなきより其苅取りに從事し且つ從來帽の製造は囚徒の手に委ね一日一人十二錢の日當工錢を給せしか今回帽一個につき何錢との科程工錢に改めたり而して帽子の製造には技能の巧拙品質の上下あるより科程工錢も此の區別に從ひ等級を立て上等は一個一圓二十錢次きは一圓、八十錢、七十錢、六十錢、五十錢の六段及ひ等外三十錢とし以て囚人をして手工に熟達せしむる方法とせり而して其販路は專ら內地の需用に供し更に海外諸國に輸出するものなりと。又臺南監獄にては囚人及ひ刑事被告人の身上を調査する目的を以て臨時戶口調査なるものを行ふことゝせり蓋し臨時戶口調査は普通一般の戶口調査と其趣を異にし特に調査區を設け臺南本監を分ちて數區の調査區となし嘉義支監を以て一調査區と定め監獄職員を以て調査委員に充て且つ監督區は本監支監を通して一監督となす由にて調査一切の事務は典獄に於て之れを統括すると云ふ、臺灣監獄は近事著しく發展するところあり今また監獄當局者に賴りて戶口調査を行ふに至る吾人は將來起るへき同島出獄人保護事業の上に多大の稗益あるへきを信して疑はす

○長岡分監の未丁年者收容

新潟監獄にては未丁年者の感化敎育のため長岡分監の一部を改修し未丁年囚を收容することゝし既に其筋の認可を得たるを以て此程四十名の未丁年者を同分監に移せり而して作業は專ら農業を課し降雨其他農業に從事せしむるを得さる場合若くは餘暇には副業として蓁細工其他の習得を爲さしむる筈なり

○女囚と實習

八王子分監に於ては現に女囚をして自ら炊爨結髮等に從事せしむることなるか今又山形監獄に於ては女囚に限り一年分の衣類を悉皆一時に供給し綻ひの修繕、洗濯等は各自に之れを行はしめ且つ蔬菜類の副食物を調理せしめ出獄後に於ける家政整理の習慣を養成することゝせりといふ

○甲府の出獄人保護事業

甲府監獄に於ては監獄署員の主唱により今回出獄人保護會なるものを設け同監獄より釋放せられた囚人にして賴るへき處なき者を收容し保護するの計畫を立て今月十七日其發會式を擧けたる筈なりとか洩れ聞きぬ

○東京慈善協會の事業擴張

同協會は東京所在監獄より釋放せらるゝ幼年者にして引取人なき者を收容し敎養感化に怠らす其成蹟著しきは普ねく人の知るところなるが今回政府事業として東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城の一府四縣の監獄に拘禁せる幼年者を小田原分監に集收することゝなりたるより同協會支部を新設し純然たる感化機關とし同分監より釋放せらるゝ不良少年を收容することゝせり同協會々主宮井鐘次郎氏の熱心と精力は嗟く吾人の知るところ況んや熱誠なる有馬典獄の贊助せらるゝあり今後同支部の事業の奏功を疑はざるなり

○東京市養育院の感化敎育

同養育院に收容せる少年にして感化敎育を受くる者四十三名あり今日まで設備不完全の爲め止むを得す他の少年を雜居せしめたるも這般小金井附近に新設したる感化部落成を告けたるを以て右感化敎育を施すへき少年を移し純然たる感化敎育を施すと云ふ

○小河事務官の消息

橫濱解纜後其溫容に接せさりしが七月二十五日付

を以て新嘉坡より左の消息を傳へらる、定めし今日この頃は人馬紛糾のブタベスト街東奔西走繁又忙ならん

拜別後幾んと二旬に垂んと致申候神戸、長崎、復州、香港の各港を經て當地に着、香港以來は「モンスーン」と申す大風の季節にて風波高く船も相應に動搖致し申候へ共幸に最早船の生活に馴れ申候間格別苦痛も感し不申人の食卓に就くの勇氣なき時にも痞我慢なからも我を通ふして海國男子の本色を見よと誇り顏に飽食高談するを得るやふな始末に御座候兎角物事はすべて馴れに如かす候疊の上で大胡坐をかいて太平樂を謳ふて居る限りは精神修養も覺束なきものに御座候、世の中は廣いやうでも狹まいものにて到る處初對面の人の如くに思はれ候へとも段々話して見ると落ち行く先は一ツ鍋の臭ひ關係のあるも不思議なものに御座候、香港にては監獄も一巡いたし申候、ソロ〳〵雜誌の種の通信でも相認めたくは存し候へとも何やかや今以て心落付き不申兎角頭の痛めぬ小說ものなどが先きになり、昨日もけふも文藝さては大陽、新小說、其外數々友の惠まれし雜誌類にのみ耽けり苦熱を凌き居申候、これよりはペナン、コルンボ、アデン、スエス、ポルトサイドなど各港を經て尙約一月許りは船の上にて相暮し可申せめて一二回の雜誌の材料位は此間には認め申度と期待罷在候先は右報申上度如此に御座候敬具

小河生

地方通信

○秋田便

旭通山人

酷暑の候會員各位御起居如何に候哉去る七月二十五日司法省の進藤氏當監獄視察の爲め來市千秋公園の勝景を紹介して其公園に近接する長町地方監の實況觀察せられ候時下炎熱次第に盛ならんとす仝君の健康を祈る次第に候偖て炎天直射光熱百度以上の太陽に晒らさるゝ耕耘地守衛諸君は實に凌き難き氣候として時々特に休養を與ふるを以て適當に御座候而して收獲多量を期せんと欲すれは地味肥瘠なるに拘らす肥料を施し培養を怠らさるとは肝要に候

監獄統計耕耘の延人員によれは監獄農事の愈々發達の機運に向ひ門外漢の余も欣喜措く能はさる處に候就中北海道各監獄内地に於ては松江長野青森盛岡監獄は規模頗る大なるが如し野菜は勿論味噌醬油釀造材料大根麥馬糧等は耕耘地收穫の上食料に宛て居る事に相考候余は全國到る處の本分監に於て耕耘を擴張し一塊の地面にても等閑に放棄することなく囚人の勞を施こす收穫品を以て食料に宛てられ度希望に候當監農事は着々施設し未た幼稚なるにも拘らす農作物の成育佳良監獄需用を充たし候上尙他に拂下致居る近事に候

乍併農事は總へて氣候本順なれは作物の成育善良にして增收の成蹟に候得共氣候不適順は凶作の動機となり減收すること有之候要するに土地の開墾餘りに規模大なれは肥料培養不充分なるに失敗す或は耕耘因の處遇宜しきを得さるか爲めに行狀不良に傾き意慢に流れ科程檢查不正確にして收支計算すれは損耗に陷ち入りたる已往の事實に徵し明瞭に候今や士族的商法時代は過去の歷史と相成候なれど戒護は今尙は油斷出來不申候

農地より一も收穫なき本分監は到底乏しき菜代を以て能く支ふるべきにあらす候獻立不良にして滋養分の缺乏は肝油的服用者多きを見るに至るへく候況んや健病二食に區別し營養の多き滋養物を給與せんと欲すれは算出困難に候營養物高價なるに隨ひ分量の尠なきこと甚たしく今一人平均一日菜代一錢何程を二飯味噌汁漬物とす一飯魚類漬物と假定すれは野菜收穫なき監獄は鮭の鹽引も容易の業にあらさるへく余の概算に御座候秋田便は余の感じたる事柄を一已の考ひを述ふるものに過きす候敬具

○廣島監獄より

一、故看守平松文平氏の殉難を追悼し札幌及金澤兩監獄職員より左の吊辭に金員を添へ送付有之候に付謹て遺族へ轉送致候尙今後共同情者の氏名を報道可致候間紙面御割與被下度候

拜啓益御淸穆奉慶賀候偖當監震災の狀況御通報に接し當時の慘狀實に想像の外に有之併し所謂天災地變にして到底人力之及ざる所斯る突嗟の危難に際し餘災を起さゝるのみならず能く多數の人命を救助せられ囚情も至て早く鎭靜に歸したるは偏に貴監始め御部下の危難を顧みず御盡力の結果と萬々拜察仕候殊に平松看守の如き身命を犧牲にし夥多の囚人を救助したるは我々司獄官吏たるもの、好模範にして永く忘却すべからざる次第に有之候斯かる有望の士を一朝にして失ひたるは眞に痛惜の至に不堪候茲に當監獄員一同より吊慰の意まで金拾圓送付する事に致候に付別封遺族へ傳達方可然御取斗被下度先は御見舞旁御依賴まで如斯に候敬具

明治三十八年六月二十三日　　三池典獄

謹啓貴監震災の狀況詳細御報に接し驚愕致し候實は輕卒にも斯程に至らさるべしと存し特に呈翰不致候處豫想外の慘狀にして讀み乍り讀み去る間肌粟を生するを覺へ候事の咄嗟にして遽へかにさる震災に際し遑遑救護上の御困難奉推察兩後御疲勞も無之哉殉職着守松文平氏の不幸は眞に痛惜に不堪依て乍些少金十圓也香花料として靈前に供し以て心靈を想め度に付御取御酌取の上可然御取斗煩度先は監獄一統を代表し御見舞迄如斯候匆々頓首

六月廿三日　　金澤監獄典獄　神野忠武

一、當本分監職員一同は客歲二月以降僚友の出征を慰するため毎月一回慰問狀を發送し家族に若干金を贈與し傷病者は之を病院に訪ひ戰死者あれは香華を捧けて忠魂を弔し現職員の交際と毫も渝はることなし今日までに慰問狀を發したる數四百二十二通、出征者より到着したる信書は二百二十一通に候、又昨年二月より本年六月まてに勤儉貯蓄規約に據り預入れ高六百壹圓八拾壹錢五厘にして前示事情の爲め支出したる高四百九圓二十六錢五厘に候

質疑應答

問、監獄判任待遇職員懲戒規程第二條第二號に減俸は一ケ月以上五ケ月以下月俸百分ノ二十以下を減すとあり右は一事件に付既に減俸處分後更に他の事件あり其事件に對し減俸處分をなし前後合して百分の二十を超過するは差支なきや

答、差閊へなし

問、給仕使丁等の使役監督は何課所の主管に屬するや監獄分課及處務規程中準據すべき條文なし御垂教を請ふ

答、監獄分課及處務規程第二條第八項に依り第一課に於て主管すべきものと信す

叙任辭令

（各通）

松江監獄米子分監長ヲ命ス　中村國吉

浦和監獄熊谷分監長ヲ命ス　（米子分）看守長　高師佐太郎

沖繩監獄詰ヲ命ス　（川越分）看守長　角田重美

（浦和）看守長　古澤定次郎

（奈良）看守長

文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス　（廣島）看守長　吉本米吉

任看守長給十級俸　（甲府）看守長　井上藤太郎

依願免本官　（鳥取）看守長　津村駒治

佐賀監獄詰ヲ命ス　（佐賀）看守長　副島豐三郎

鳥取監獄詰ヲ命ス　（前橋）看守　岩井末吉

任看守長給九級俸

前橋監獄詰ヲ命ス

（岐阜）看守長　藤居豊

（靜岡）看守長　田村銀藏

文官文限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス

叙任辭令

（各通）

松江監獄米子分監長ヲ命ス　中村國吉

浦和監獄熊谷分監長ヲ命ス　（川越分）看守長　高師佐太郎

沖繩監獄詰ヲ命ス　（浦和）看守長　角田重美

（奈良）看守長　古澤定次郎

文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス　（廣島）看守　吉本米吉

任看守長給十級俸　（甲府）看守長　井上藤太郎

依願免本官　（鳥取）看守長　津村駒治

佐賀監獄詰ヲ命ス　（佐賀）看守長　副島豐三郎

鳥取監獄詰ヲ命ス　任看守長給九級俸　（前橋）看守　岩井末吉

前橋監獄詰ヲ命ス

（岐阜）看守長　藤居豊

（靜岡）看守長　田村銀藏

文官文限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス

毎月六回五、十の日發行第參百號　▲八月三十日發行

定價　一部前金六錢五厘十二部前金七十二錢
廿四部前金一圓四十四錢（郵稅共）

法律新聞

本號には定期附錄として本紙大の寫眞版を添ふ其內容、●帝國外務省と小村外相●米國ボーツマスと樺平公使●霞關の舊露公使館とローゼン氏●ポーツマスの據利講和會場とウイツテ氏●東京法政大學の講師連に日露卒業生●富士見町同校舍より眺望したる富士山と靖國神社●圓山公園京都御苑京都法政大學の講師及卒業生●ルーズヴエルト夫人と令孃及其家庭●米國法律大博士男爵金子堅太郎氏、●米國萬國務卿ルート氏

社說

地代增額並に地所明渡に關する裁判例に就て

▲株主は自己を重役に選擧する株主總會に於て自己の株式に相當する票決權を有する規定は何種の法人に適用すべきや

論說

穗積博士の辯護士制度の進化

富井博士の民法中法人に關する規定は梅博士のやうに專門に失すべからず等の字句皆金玉の如く最近の判例を摘要す

史料

判例批評

判例摘要

行政裁判所判例號

伯林通信

雜報

泉聲

石語

掫摸の內幕

豆南紀行

講和大使の人相觀

小說

八王子女監視察

實業家の座右に不可缺の寶典

明治三十八年九月二十日　發行　所　東京市麹町區飯田町五丁目三十番地　發行人兼編輯人　磯村政富

印刷　所　東京市京橋區本湊町十三番地　印刷人　磯村兌貞　監獄協會　三原松印刷所

發行所　東京（特）市本局電話銀座百五番　日本橋區本町四丁目七番地

法律新聞社　廣告各種揭載所は店舗に全あり

會費	肩書
	番地
	東京市麹町區飯田町五丁目三十番地
送付方	宛名
	監獄協會委員　藤澤正啓
	振込局名
	神田一ツ橋通郵便局

（明治三十八年九月二十日發行）（毎月一回二十日發行）